

政策資料

8

1995 No. 347

POLICY AND LEGISLATION

■卷頭言

村山連立政権1年の検証 菓科満治

■特 集

三党合意の実現状況と当面の重点政策

■資 料

“日本の国際協力と国連改革”特別調査会報告

日本社会党政策審議会

「政策資料」号外

第130・131・132国会 [1995年版]

国会報告

村山内閣の歩みと実績、課題(全記録)

議員、政策担当者、党員、研究者必携！

6月下旬発行予定 好評予約受付け中

A5判約270頁 予定頒布価格1,200円(10部以上割引あり)

村山社会党首班内閣誕生1年。阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、円急騰など直面する幾多の課題に即応するとともに、村山内閣は「やさしさ着実内閣」として行財政改革、経済改革、政治改革、戦後50年問題、国際貢献の実績を積み重ねてきた。

本書は、村山内閣誕生以来の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。

編集・発行（問合せ）

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第1議員会館

TEL 03-3581-5111 内線3880~4

FAX 03-3580-8068



村山連立政権1年の検証

藁科満治

政策審議会副会長

村山連立政権が誕生して丁度満1年になった。この間、国内外にわたって多くの難題に直面し、とりわけ国内においては、大震災・サリン事件など天災・人災を含めて、過去に類例のない問題にぶつかった。それでなくとも長期不況の回復がおくれ、急激な円高にあって産業界、労働界はもとより国民各層にわたって沈滞ムードがただよっていただけに、これらの災害、事件の発生は、人間の「生」の根幹にふれる問題として、まことに衝撃的なものであった。このような激動のなかで、とともにかくにも村山政権は一周年を迎えた。

村山連立政権の検証

村山連立政権1年の検証については、すでにマスコミを通じてさまざまな論評が下されており、これを集約する形で内閣に対する支持率の推移が示されている。2年前、自民党の単独政権が崩壊し、それに対置する形で登場した細川連立政権は、かつてない高率の支持を得たのであったが、金権問題で退陣する直前には50%を切る状態であった。竹下、宇野、宮沢各内閣も、終盤段階ではおしなべて支持率10%程度で低迷していたことからみれば、村山政権の支持率40%は、決して低いものではない。しかし、いま重要なことは、マスコミの支持率に一喜一憂するのではなく、自ら掲げた連立政権としての政策目標がどのように実践され、どれだけの成果をあげたのかをきびしく検証して、その総括を今後の発展に反映していくことである。

個別の検証は、「三党合意の実現状況」にゆだねるが、村山政権ならではのものとして

(1)防衛予算の圧縮、(2)被爆者援護法の制定、(3)水俣病の和解、(4)戦後決議、などが戦後の流れを大きく転換させる評価面として、特筆されなければならない。一方、村山政権の問題点、アキレス腱についても謙虚に自己批判されなければならない。その第一は、景気対策、とりわけ円高対策である。勿論、この異常な円高は、短期的要因ばかりではなく、長期的且つ構造的要因が背後にあることは明らかである。しかるに、政府の景気動向・予測についての認識は甘く、対応が後手後手にまわったそりはまぬがれない。第二は、行財政改革で過去の例からみれば一定の前進にはちがいないが、国民や民間の視点からみれば、決して及第点はもらえない。第三は、国内外から注目された五十年決議で、参議院では与党間の歴史観の違いが再燃し、遂に決議は先送りとなった。このように、村山連立政権の問題点も決して少なくない。これらの克服を期していかなければならない。

連立政権と党の独自性

参議院の選挙直前だったので村山政権の検証と党の独自性に関する論議が、政審レベルで改めて展開された。しかし、前提の認識として、「連立政権に参加する以上、一定の妥協は避けられない」ということを明確にしておかなければならない。われわれは「理念を追求することより、理念に近づくために連立政権に参画」（イギリス労働党キノック氏の言）したのだから。

（わらしなみつはる・参議院議員）

政策資料 8

1995年 No. 3 4 7

卷頭言	村山連立政権1年の検証 藤井満治	1
特集	連立政権1年の成果	
	村山内閣の三党合意の実現状況	4
	三党合意の検証の上に立って新たに 付け加えるべき当面の重点政策	10

資料	日本と世界・アクション2000	
	「日本の国際協力と国連改革」に関する特別調査会	15
今後の障害者施策の推進について 与党福祉プロジェクト	21	
高齢者介護問題に関する中間まとめ "	24	
全労災の自陪責参入問題等について 検討プロジェクト	26	
電気通信が当面する課題についての見解		
党情報通信政策特別委員会	27	
与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見・		
付属資料	29	
オウム真理教関連事件に関する要請		
与党宗教法人問題プロジェクト	37	
水俣病問題の解決について	38	
行政組織の改革に関する提言 与党行革プロジェクト	40	
新産業創生に向けて 与党経済対策プロジェクト	44	
新食糧法の施行及び運用について 与党農水調整会議	53	
歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議	54	
政策の焦点	国際船舶制度を考える 千葉 謙	55

連立政権一年の成果

1995・6・9

(5)

村山内閣の三党合意の実現状況

三党合意原文	合意事項	実現・検討状況
新しい連立政権の樹立に関する合意事項 新しく発足する連立政権は、昨年7月29日の「連立政権に関する合意事項」及び「8党派覚え書き」を継承発展させ、以下の重点政策の実現に取り組む。新しい連立政権は、現行憲法を尊重し、幅広い国民の支持を基盤に生活者のための政治の実現と地球規模の環境保全と軍縮を促進する。また、新政権はこれまで進めてきた政治改革をさらに徹底し、経済改革、行財政改革、地方分権、福祉の充実、男女共同参画型社会の実現などに取り組み、政治に対する国民の信頼を築く。新しい連立政権与党的運営については、別紙の方針で当たることとする。	前文 現行憲法の尊重 生活者のための政治の実現 地球規模の環境保全 軍縮の促進 政治改革の徹底 経済改革 行財政改革 地方分権 福祉の充実 男女共同参画型社会の実現	首相所信表明（7月18日）、施政方針（1月20日） 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上
一、政治改革の継続的推進 衆議院の選挙制度改革など政治改革関連法案に基づく制度改革を着実に実現する。このため、早期に「選挙区区割り法案」を成立させ、十分な周知期間を置いて、次期衆議院選挙は新選挙制度の下で実施する。さらに、政治腐敗防止のため必要な関連法の改正を進める。国会の役割と機能を高めるため、先に衆議院正副議長のもとでとりまとめられた「国会改革の提言」の具体化を進める。また、政	政治改革 選挙制度改革を着実に実現 選挙区区割り法案の成立 次期総選挙は新選挙制度で実施 政治腐敗防止の関連法改正 「国会改革の提言」の具体化	改正公選法施行（12月25日）、政治改革関連3法施行（1月1日）、政党法人格付与法成立（11月21日）、 <u>在外邦人選挙権、（臨時国会法案提出で合意）、定住外国人、地方参政権、首長の多選禁止、3分の2条項、政治資金収支報告書コピー等（政治改革協議会で検討中）衆議院選挙区区画定</u> 法案が成立（11月21日） 未実施 重複立候補者等の連座制の強化⇒公職選挙法改正成立（1月21日）

三 党 合 意 原 文	合 意 事 項	実 現 ・ 検 討 状 況
策効果の評価、行政の活動状況等を把握するため立法考査局や調査室等を拡充強化する。	立法考査局・調査室等の拡充強化	<u>国会テレビ等（議運で検討中）</u> <u>未検討</u>
一、行政改革と地方分権の推進 縦割り行政の弊害を除去し、簡素で公正かつ透明な政府を実現する。一括採用など公務員制度を改革し、国の行政組織、権限のあり方経済的規制のあり方を抜本的に見直し、特殊法人の整理・合理化を推進する。行政監察体制を強化、政府による規制緩和・地方分権等行政改革の実施状況を監視するための第三者機関を設置する。また、情報公開法の早期成立を図る。 早急に地方分権基本法を制定し、国の権限の特定、国に集中している行政権限の自治体への移譲と手順、国に偏在している税財源の自治体への移管等を定める。機関委任事務は原則廃止し、補助金等は原則一般財源化を図る。広域行政については自治体の自主的な連合による行政を原則とし、国の関与を限定する。	<u>行政改革と地方分権の推進</u> 縦割り行政の弊害除去 簡素・公正・透明な政府の実現 一括採用など公務員制度の改革 国の行政組織・権限のあり方の抜本的見直し 経済的規制の抜本的見直し 特殊法人の整理・合理化の推進 行政監察体制の強化 規制緩和の実施監視の第三者機関設置 地方分権の実施監視の第三者機関設置 情報公開法の早期成立 地方分権法の制定 自治体の自主的連合の促進 補助金の原則一般財源化 経済改革の推進 国際経済秩序の形成に貢献 公共投資基本計画の配分の再検討 社会资本の充実 内需主導型経済への構造改革 質の高い国民生活の実現	<u>首相所信表明（7月19日）</u> <u>省庁間人事交流の推進について（12月22日）</u> <u>行政手続法施行（10月1日）</u> <u>一括採用共同採用等（行革PTで検討中）</u> <u>官邸機能強化に関する中間提言（5月30日行革PT）、危機管理等官邸機能強化（検討中）</u> <u>規制緩和推進計画策定（3月31日）、前倒し実施（4月14日）毎年改定、公開討論（行革PT毎月1回）</u> <u>特殊法人整理合理化計画（2月24日）、輸銀・海外経済協力基金統合決定（3月31日）開銀の簡素合理化決定（4月28日）、ディスクロージャー（検討中）</u> <u>行政監察局長の行革委事務局長兼任（2月28日）</u> <u>行政改革委員会の設置（12月19日）</u> <u>地方分権推進委員会設置（7月初め予定）</u> <u>行革委に情報公開部会設置（3月17日）、現在検討中</u> <u>地方分権推進法成立（5月15日）</u> <u>市町村合併特例法改正成立（3月17日）、零細補助基準の引き上げ等（12月25日行革大綱）</u> <u>円の国際化推進、国際機関の見直し等（検討中）</u> <u>新公共投資基本計画630兆円（10月7日）</u> <u>同上、前倒し実施（与党円高対策PTで検討中）</u> <u>新経済計画（経済審で検討中）</u> <u>同上</u> <u>公正取引委員会の機能強化（検討中）</u>
一、経済改革の推進 経済政策は公正な市場経済と自由貿易を基本とし、日本の経済力や技術の提供などによって、冷戦後の新しい国際経済秩序の形成のために積極的に貢献する。新政権は、日本経済を活性化させ、かつ国際社会の要請に応えるため、生活者の立場に立って公共投資基本計画の配分の再検討、前倒し実施と増額を図ることにより、社会资本の拡充と内需主導型経済		

三 党 合 意 原 文	合 意 事 項	実 現 ・ 検 討 状 況
への構造改革に取り組み、ゆとりと豊かさを実感できる質の高い国民生活を実現。する談合・カルテル体質の改善を図り、内外価格差の是正、新産業創出等のため経済分野での行政規制の緩和を進め、開かれた市場と自由な競争を促進する。為替相場の安定に努める。	談合・カルテル体質の改善 内外価格差の是正 新産業創出 規制緩和・競争の促進 為替相場の安定	規制緩和推進計画／緊急円高・経済対策、内外価格差調査 同上、産業構造転換・雇用対策本部設置（12月16日） 新産業・雇用創出計画（検討中） 同上 緊急円高・経済対策（4月14日）、公定歩合0.75%引き下げ（4月14日）、G7合意（4月25日） 食管法廃止・新食糧法成立（12月8日） WTO協定承認・関連法成立（12月8日）、WTO設立（1月1日）、UR農業合意関連対策大綱（10月25日）、青年就農促進法等四法成立（2月9日）
一、農林漁業振興の推進 食糧の自給と安定供給、耕地と山林、沿岸の有効活用や環境保全など、農林漁業の多面的役割を重視した政策を展開する。特に、ガット・ウルグアイラウンドの合意を踏まえ、生産、流通、販売の分野に市場原理の機能を生かしつつ、農業再生のために新しい総合計画を策定し、必要な財源を確保して、基盤整備及び中山間地域対策の強化、農山漁村地域の振興を図る。また、環境保全型農業の確立と安全な食糧の確保に努める。	<u>農林漁業振興の推進</u> 市場原理の導入 農業再生のための新総合計画の策定	同上 同上 農業リサイクル事業等新設（7年度予算） 農産物検査法改正成立（5月31日）
一、高齢社会と税制改革 21世紀の少子・高齢社会に向けて、高齢者介護や子育てなどの支援体制の確立、基礎年金の改革等年金制度の拡充を図るなど、福祉プログラムを推進する。このため必要な財源の確保に向けて、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系を構築する。税制改革の前提として、行財政改革を断行するとともに、不公平税制を是正し、税の使い道に関する国民の信頼を取り戻す。課税最低限の引き上げと併せて、中堅所得層を中心とした税率構造の改善を柱として所得税・住民税減税を継続する。また、現行の消費税の逆進性や国庫不入（益税）などの欠陥を是正する。そのうえで、行政改革による財政効果、高齢社会に必要な財政負担、間接税の税率引き上げなど、現行の消費税の改廃を含む総合的改革案を提示し、国民の理解を求めて今年中に関連法案を成立させるよう努力する。併せて、地方自治体	<u>高齢社会と税制改革</u> 高齢者介護の支援体制の確立 <u>子育て支援体制</u> 年金制度の拡充 福祉プログラムの推進 不公平税制の是正 <u>所得・住民税減税の継続</u> 課税最低限の引き上げ 消費税の欠陥は正 間接税率の引き上げ 消費税の改廃を含む関連	新ゴールドプラン（12月18日）、介護休業法（育児休業法改正）成立（6月5日）、介護保険制度等（福祉PTで検討中） エンゼルプラン（12月16日） 年金制度改革法成立（11月2日） 基礎年金、新しい障害者プラン、分権型福祉システム等（福祉PTで検討中） 消費税改革、租税特別措置等の整理、フリンジベネフィット課税の適正化（7年度税制改正） 所得・住民税減税の3年間継続、所得・住民税抜本改正 基礎控除等課税最低限の引き上げ 限界控除制度廃止、簡易課税適用上限引き下げ、新設法人の納税義務化、インボイス制度の導入 9年4月消費税率2%引き上げ（地方消費税分1%含む） 税制改革法成立（11月25日）=内容別

三 党 合 意 原 文	合 意 事 項	実 現 ・ 検 討 状 況
の自主税財源を新たに確保し、福祉充実の政策を推進する。	法案の成立 地方自治体の自主税財源確保 <u>外交・安全保障・国連改革</u>	記 地方消費税の創設（9年4月1日）
一、外交・安全保障・国連改革 わが国は軍事大国化の道を歩まず、核武装の意思がないことを世界に向かって発信し、これをわが国外交の基本とする。自衛隊と日米安全保障条約を維持し、近隣諸国間の信頼醸成活動に力を入れつつ軍縮を進める。日本国憲法は、国連による普遍的安全保障を理念としていることを認識し、世界の平和とわが国の安全保障を確保するため・国連の平和維持活動（PKO）に積極的に参加する。国連の平和維持活動については、PKO派遣原則のもと、憲法の範囲内で協力する。わが国は、地球環境の保全、人権等人類の共存に関わる地球規模の問題の解決への取組を通じ、軍事力に頼ることなく世界の平和と共存に貢献する「共存への貢献」を重視する。新政権は、日本国憲法の理念を踏まえて国連の改革に努力し、国連を中心とした世界の平和秩序の構築を目指す。常任理事国入りについては、わが国は背伸びをせず、国連改革の進展、アジア近隣諸国の推薦状況と国民的合意を踏まえて、慎重に対処する。	軍事大国にならない、非核の意思 自衛隊と日米安保を維持 軍縮の推進 普遍的安全保障 憲法の範囲内でPKO推進 国連改革に努力 常任理事国入り問題は慎重に対処 <u>戦後50年と国際平和</u> 国会決議の採択 協議機関を国会、内閣に設置 記念行事の開催	首相所信表明（7月18日）、外相国連演説（9月27日） 首相答弁（7月20日）、社会党臨時大会で確認（9月3日）、自衛隊法改正成立（11月11日）、 <u>在日米軍駐留経費特別協定期限切れ後の負担のあり方（検討中）</u> 防衛費増額抑制0.86%（平成7年度予算）、外相国連演説（9月27日）、 <u>新防衛大綱（検討中）</u> 未検討 首相所信表明（7月18日）、ルワンダ難民救援活動（9月～12月）、 <u>ゴラン高原PKO（検討中）</u> 首相所信表明（7月18日）、外相国連演説（9月27日） <u>与党案決定（6月6日）、国会決議（調整中）</u> 50年PT、与野党国対・国連委員長会談（6月8日） <u>平和友好交流計画の実施（女性のためのアジア平和友好基金、アジア歴史資料センター設立等検討中）、戦後50年を記念する集い（8月15日予定）</u>
一、戦後50年と国際平和 新政権は、戦後50年を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択などに積極的に取り組む。このため、戦後50年問題について協議する機関を国会および政府に設置する。戦後50年を記念して平和のための国際貢献に役立つ記念行事を行う。	<u>朝鮮民主主義人民共和国の核開発への対応</u> 将来の友好関係の形成 核兵器開発の放棄に向けた外交努力の展開	与党訪朝団、日朝政府間協議再開合意（3月30日） 米朝合意（10月21日）、IAEAの核施設凍結監視開始（11月）
一、朝鮮民主主義人民共和国の核開発への対応 北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の核開発問題については、朝鮮半島とわが国の歴史的な深い関わりと将来の友好関		

三 党 合 意 原 文	合 意 事 項	実 現 ・ 検 討 状 況
<p>係の形成を念頭において対応する。北朝鮮と米国の高官協議、南北首脳会談が再開されることを歓迎し、ねばり強い交渉により、IAEAによる核查察が完全実施され、北朝鮮が核開発を完全に放棄するようわが国も国連等の場で積極的な外交努力を展開する。この問題の解決にあたっては、米国、韓国と密接な協議を行うとともに、北朝鮮と国境を接する中国、ロシア共和国などアジア諸国との連携を重視する。北朝鮮が再度、核查察を拒否し、国連安保理で決議が行われた場合は、日本はその趣旨に従い、憲法の範囲内で可能な限りでの措置を行う。</p> <p>一、教育の充実と男女共生の社会の創造 教育は、国づくりの基本であり、日本の将来はあらゆる分野に優れた人材を得ることができるかどうかにかかっている。教育を未来への先行投資と位置づけ、男女が共同で参加し、個性豊かに充実した人生を送れる社会の実現をめざす。</p> <p>(別紙) 一、連立政権与党の運営 新政権は、政策決定の民主性、公開性を確保し、政党間の民主的な討論を通じて、政策決定過程の透明度をより高め、 국민にわかりやすい政治の実現に努める。このため、与党の政策決定・意思決定について、政策幹事会で審議の上、与党院内総務会の論議と承認に基づき、与党最高意思決定会議で決定する。 与党首会談を定例化し、政権の基本に係わる事項等について、協議・決定する。</p>	<p>米国・韓国と密接に協議 中国、ロシア、アジア諸国と連携重視 国連安保理決議には憲法の範囲内で</p> <p><u>教育の充実と男女共生社会の創造</u> <u>教育を未来の先行投資</u> <u>男女共同参加社会の実現</u></p> <p>(別紙) <u>連立政権与党の運営</u> <u>政策決定の民主性、公開性を確保</u> <u>政策決定過程の透明度を高める</u></p>	<p>随時開催中、KEDO設立(3月9日) 首相ASEAN歴訪(8月23~30日)、 首相訪中(5月2~6日)等 現在国連では制裁決議は議論されていない。</p> <p><u>飛び級等個人の能力・適正に応じた教育</u>(中教審で検討中)、<u>教育課程見直し</u>(教育課程研究会で検討中) 総理府男女共同参画室、男女共同参画社会推進本部設置 ILO 156号条約承認(4月14日)</p> <p>院内総務会、政策調整会議等の設置 各調整会議・プロジェクトチームでの政党間討論</p>

	合 意 外 事 項	実 現 ・ 検 討 状 況
	日の丸・君が代 原子力発電 被爆者援護法 震災対策 海の日 サリン対策 水俣病対策 アイヌ新法 人権と差別 非営利団体支援 自賠責保険新規参入 宗教法人	首相答弁(7月20日)、社会党臨時大会で確認(9月3日) 首相答弁(7月20日)、社会党臨時大会で確認(9月3日) 被爆者援護法成立(12月9日) 阪神・淡路復興委員会設置(2月15日)、阪神・淡路復興基本方針・組織法成立(2月22日)、阪神・淡路震災特別財政援助法成立(2月24日)、阪神・淡路復興対策本部設置(2月24日)、防災問題懇談会設置(3月28日)、災害対策基本法改正成立(6月9日) 海の日祝日法改正成立(2月28日) サリン対策法成立(4月19日)、化学兵器禁止条約承認・関連法成立(3月30日)、 <u>水俣病問題解決についての三党合意(与党水俣病問題対策会議5月9日)</u> 、 <u>水俣病訴訟和解案(検討中)</u> <u>アイヌ新法(検討中)</u> <u>人権基本法／部落解放基本法(人権PTで検討中)</u> <u>非営利団体支援立法(NPOPPTで検討中)</u> <u>自賠責保障法改正(自賠責PTで検討中)</u> <u>宗教法人のディスクロージャー等(宗教法人PTで検討)</u>

※ カッコ内の日付は、閣議決定、大臣間合意、演説、外国訪問等の日程。下線は、6月9日現在実現していない事項に関するもの。検討期間の特記がないものは政府機関。

1995・6・30

三党合意の検証の上に立って 新たに付け加えるべき当面の 重点政策

自由民主党政務調査会長 加藤 紘一
日本社会党政策審議会長 関山 信之
新党さきがけ政策調査会長 菅 直人

村山連立政権を構成する自民党、社会党、新党さきがけの与党三党は、政権発足時に確認した「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」（94年6月29日）に基づき、与党間で民主的な政策協議を積み重ね、着実に政策合意を前進させるとともに、長年の懸案を数多く解決してきた。与党三党は、三党合意の実施状況の検証を踏まえ、残された課題の早期実現に誠実に取り組むとともに、新たに実行すべき当面の重点政策の整理を行った。

I 村山内閣の成果と三党合意の実施状況の検証

三党連立内閣は、この1年間、着実に政策合意の実現に取り組み、ほぼ3分の2の政策分野で成果を上げ、8割の項目で一定の実績をあげてきた。

昨秋の臨時国会で、衆院選挙区割り法、公職選挙法改正、税制改革法、年金制度改革法、新食糧法など世界貿易機関（WTO）協定関連法、自衛隊法改正などが成立した。通常国会では、地方分権推進法、介護休業制度のための育児休業法改正、包装廃棄物リサイクル法などが成立し、発足後1年間に継続案件を含め内閣提出法案計129本を全て成立させるという国会史上初の記録を作った。

外交面では、与党三党訪朝団を送り、朝鮮民主主義人民共和国との政府間交渉再開で合意し、日朝関係正常化に大きな一步を踏み出した。人道的見地からルワンダ難民救助隊を派遣したほか、戦後50年を契機に村山総理が提唱した平和友好交流計画の推進、従軍慰安婦問題への取り組みなど戦後の懸案の解決に取り組んだ。また、難航した日米自動車交渉についても合意を得ることができた。

被爆者援護法の成立、歴史を教訓に平和への決意を新たにする国会決議の実現、水俣病の和解の枠組みづくりなどは、対立の時代を超えて政策協調を基本とする三党連立の村山内閣の成果である。

阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、全日空機ハイジャック事件などの突発的な災害や事件に際して機敏に対応するとともに、三次にわたる補正予算の編成や税制等の特別措置の実施、サリン対策法の制定等により、国民生活の不安状況は、回避されつつある。メキシコ通貨危機に端を発した急激な円高の進行に対しては、公定歩合の引き下げを含む緊急円高・経済対策、円高是正のG7合意などに取り組んだ。

内閣が政策の柱として掲げた行財政改革では、行政改革委員会の設置、特殊法人の整理合理化、規制緩和推進計画の策定、省庁間人

事交流の推進などを決定した。

II 引き続き取り組む課題

三党合意のうち、国会改革、国連改革は重要な問題でありながら、未だ検討するに至っていない。行政改革、規制緩和、特殊法人改革は実施したが、なお不十分であり、継続した改革への取り組みが必要である。政治改革、地方分権、軍縮、人権、男女共同参画型社会づくりなど引き続き課題の実現に取り組む。

- (1) 国連改革については、国連組織の改革、国際軍縮の促進、地球環境保全への協調行動、開発協力、人権促進など「共存への貢献」の具体化を図り、国連総会、A P E C 大阪会議などの国際会議で積極的に提言する。
- (2) 国会改革については、衆議院正副議長の「国会改革への提言」を踏まえ、国会の国政調査、行政監視機能の拡充のため、付属機関など組織・制度の改革案を年内にまとめる。特に、参議院については、長期的展望に立った基本施策の立案審議等独自性を発揮するため、参議院のあり方、機能について検討する。
- (3) 政治改革については、在外邦人の投票権の保障、政党助成法の改善、投票方式の見直しについて早急に改革案をまとめ、秋の臨時国会で成立を図る。定住外国人の地方選挙権については今後とも検討する。
- (4) 行政改革については、内閣総理大臣の指揮監督権が有効に働くための首相官邸機能の強化と補佐体制の整備に関する改革案を早急にまとめ、可能な限り早期に所要の法案を国会に提出し、成立を図る。審議会等の運営改善について早急に改革案をまとめ、実現を図る。公正取引委員会については、規制緩和推進計画の今後の進展を踏まえつつ、組織・定員の拡充を図り、調査権限の強化を検討する。中央省庁の再編成は、地方分権等の進展状況を踏まえ、首相官邸機能強化後に官邸主導で検討する。一括採用等を含め任用制度、高齢者ポストの整備など公務員制度の改革を早急に検討する。特殊法人は、一層の改革が必要であり、当面、ディスクロージャーの徹底について改革案をまとめる。
- (5) 情報公開法については、行政改革委員会に検討を急ぐよう要請し、早急に制定を図る。
- (6) 地方分権については、地方分権推進委員会での検討作業を促し、機関委任事務の原則廃止、補助金の整理合理化、国の関与、必置規制などの課題について、今年度中に中間報告を求めるよう政府に要請する。
- (7) 談合・カルテル体質の排除を進めるため、入札制度改革の推進を図りつつ、大規模公共事業の適切な実施のため公共事業評価システムの導入などを行うことにより、公共事業の改革に積極的に取り組む。
- (8) 教育改革については、高等教育、学術研究のあり方や学校5日制への対応、カリキュラム選択制の導入など個性を伸ばす教育を推進する観点から、見直しを進める。
- (9) 男女共同参画型社会実現のため、介護休業中の所得保障の実現と育児休業制度の充実、男女雇用機会均等法の強化改正に取り組む。また、夫婦別姓などについて検討する。
- (10) 国連の人種差別撤廃条約を秋の臨時国会

で批准するよう努める。人権問題については、政府与党が一体となり、法的措置、行財政的措置等の各種施策の基本的なあり方について、速やかに検討していく。

- (1) わが国は軍事大国化の道を歩まず、核武装の意思がないことを世界に向かって発信し、これをわが国外交の基本とする。今後とも、自衛隊と日米安全保障条約を維持し、近隣諸国間の信頼醸成活動に力を入れつつ、軍縮を進める。日本国憲法は、国連の普遍的安全保障を理念としていることを認識し、世界の平和とわが国の安全保障を確保するため、国連の平和維持活動（P K O）に積極的に参加する。
- (2) 常任理事国入りについては、わが国は背伸びをせず、国連改革の進展、アジア近隣諸国の推薦状況と国民的合意を踏まえて、慎重に対処する。
- (3) 戦後50年の国会決議に沿って、関連事業の推進、歴史資料センターや子供図書館の設立、その他解決すべき戦後処理問題に着実に取り組むとともに、アジア諸国民との信頼を深める。

III 新たな重点政策

1 景気回復のための総合的経済対策

- (1) 景気の早期回復に向けて、公共投資の追加を含む大型で効果的な第2次補正予算を早期に編成し、速やかに成立を図る。平成8年度予算編成、平成7年度第2次補正予算編成に際しては、4条公債に限らず公債政策を積極的に活用する。2兆円規模の所得税・住民税特別減税を平成8年度も継続する。

(2) 金融機関のディスクロージャーを一層徹底し、破綻企業および金融機関の経営・監督責任を明確にし、徹底した自助努力を前提として、秋の臨時国会をめどに公的資金の導入を含め不良債権問題の早期処理のための検討を急ぐ。

(3) 国、自治体など公的な機関による土地の買い上げを促進し、民間都市開発推進機構など土地買い上げ機構の機能を拡充する。

2 経済構造改革の推進

- (1) 経済構造の改革を推進するため、規制緩和推進計画をなお一層積極的に実施しつつ、ストックオプション制度の創設、街区単位の総合設計制度等による容積率・斜線規制の緩和、テレビ役員会などマルチメディア活用のための規制緩和など経済効果の大きい規制緩和を含む計画改定作業に早期に着手する。
- (2) 平成6年で国内総生産（G D P）比2.8%にあたる経常黒字を3年以内に1%台とすることを目標として、内需拡大と輸入振興により貿易収支のバランス改善を図る。
- (3) 内外価格差の是正、円高差益の還元を促進する。新産業・雇用創出計画を早期に策定し、新産業分野の雇用創出を促進する。
- (4) 第二店頭市場の創設など証券市場改革を推進し、ベンチャー企業の振興を図る。自社株式保有について検討する。中小ベンチャー企業に対する政府系金融機関等の信用保証制度の拡充を図る。
- (5) 科学技術創造立国を目指し、ポストドクター（博士課程修了者）等1万人支援計画を推進する。官民の役割分担を明確にしつ

つ、ふるさと光ファイバー通信網（仮称）、マルチメディア情報通信の振興など21世紀型インフラの整備を推進する。

- (6) 年間労働時間1800時間の早期実現に向けて、労働時間の短縮を推進する。

3 財政運営の見直し等

(1) 財政の機動的な運営と健全性を確保するため、予算シーリング方式の運用のあり方や、新型国債の発行を含めた公債政策についての検討の場を設ける。

(2) 公共投資基本計画の前倒し実施を図りつつ、公共投資の配分見直しと重点的な社会資本の整備、研究開発・情報通信基盤など新しい社会資本への重点投資を促進する。

(3) 財政投融資制度のあり方を検討し、制度全体のディスクロージャーを推進する。

(4) 平成8年度税制改正においては、総合課税制度の環境整備を推進するほか、法人課税の見直し、公益法人等の課税の適正化、消費税のさらなる改革、自社株消却時のみなし配当課税、土地税制について総合的に検討する。

4 新首都建設の促進

新首都の建設を促進するため、国会等移転調査会の中間報告に基づいて検討作業の促進を要請し、年内に候補地選定基準を策定するよう努め、2年程度をめどに候補地を決定する。首都機能移転問題に関する国民的論議を高めるため、首都機能移転問題に関するシンポジウムを秋に開催する。

5 新しい総合農業政策等の推進

ガット・ウルグアイラウンドに対応した新

総合農業対策を着実に実施する。新食糧制度等の適正な推進の下に、食料自給力の維持強化を図りつつ、安全な食料の確保、中山間地域など地域の特性に応じた農政を展開する。また、水産資源に配慮した漁業の推進を図る。国土環境の維持に貢献する環境保全型農業・林業の推進、農山漁村における快適な生活環境等の整備を進める。

6 少子・高齢社会に備えた新介護システム等の確立

高齢社会に備えて、介護保険制度の創設を含む新しい介護システムを検討する。新ゴールドプラン、エンゼルプランの着実な実施を図る。障害者や高齢者が暮らしやすい段差などの障害のない（バリアフリー）住宅・街づくりを促進する。

7 危機管理・防災都市づくり

首相官邸の24時間体制化など災害等緊急時の危機管理体制を早急に確立する。防災公園の計画的整備など大震災にも耐えうる防災都市づくりを全国的に推進する。

8 阪神・淡路大震災の復興

阪神・淡路大震災の被災地の復旧・復興に万全を期する。

9 非政府組織・非営利団体等の支援

非政府組織（N G O）・非営利団体（N P O）への法人格付与法の早期制定など市民活動団体を支援することにより、その健全な発展を促進する。

10 宗教法人問題

オウム真理教事件の厳格な措置と被害者の救済、事件の再発防止を行う。宗教法人をめぐる諸問題に積極的に取り組み、改革を推進する。

11 文化の振興

明るい文化国家の建設のため、国民が身近に芸術文化や文化財に親しむ機会を拡充し、音楽、演劇など創造的な舞台芸術の支援を推進するとともに、新構想の博物館や絵画・工芸部門等の全国的な公募展開催の施設などの建設を進める。

12 新アジア外交の展開

アジアの中の日本の役割に比重をおいた新アジア外交を展開する。朝鮮民主主義人民共和国との政府間交渉の早期再開を促し、日朝国交正常化に取り組む。11月のアジア太平洋経済協力（APEC）大阪会議の成功に議長国として努力する。

社会新報ブックレット

各600円(税込)

どうなる あなたの年金

改革 早わかり解説
池端清一衆院議員

復興への提案

阪神・淡路大震災から学ぶ
後藤正治・野田正彰ほか

いま、民主リベラル 寛容な市民政党をつくる
久保亘・田原総一郎

北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて
久保田真苗・大脇雅子

「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方
吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

入会金●1口1万円。（ブックレット料20冊送付します。2000円+送料がお得です。）
申し込み●電話がFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入金申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

1995・6・8

日本と世界・アクション2000

人間的な世界の創造をめざして

日本の国際協力と国連改革に関する特別調査会

1 人道国家・日本

新世界秩序への課題

新しい世紀のドアがひらく日を目前にして、世界は冷戦後のグローバルな安全保障のシステムと人類的な課題の打開を求めて真剣に模索している。創造的であると同時に具体性のある構想力が求められている世界の中で、日本は、地球規模の新しい課題について、新時代の世界に向けてどう積極的な発信し、役割を果たすかが求められている。

冷戦時代の東西対立の構造が崩れ、ヨーロッパは安保・経済を含めて大きく変化した。アジアでも新しい胎動が始まっている。この数年に世界各地で噴出した地域紛争はまだ続いているが、それを収束させ、環境、貧困、人権などの新しい人類的課題に取り組むシナリオが現実の課題となるだろう。これからは国家間の調整機能の構図から、非政府機関など民衆参加がさらに発展した協力・共生関係の時代になっていく。

そういう視点から、世界各地の紛争解決や安保理改革など国連改革をすすめると同時に、核廃絶をはじめ大胆な軍縮、格差・貧困・飢餓の解決、地球環境への積極的な取り組みなど新時代の課題の解決に向けて地球規模の構想が求められている。

新しい国家像と外交価値

日本からの積極的な発信が必要である。受

動的でなく、日本の存在価値をはっきり示すことが求められている。国連憲章の理念と日本国憲法に共通する理念・目標を真剣に、具体的に追求することは、世界のため、と同時に日本のために必要なことである。

既成の国際システム、冷戦時代の既成の活動に参加するかどうかの議論を超えて、新しい世界秩序への発展を実現するための新鮮な理念と構想に支えられた積極的な行動を創り出していくことを、今後の国際協力の基本姿勢にしなければならない。それが新しい世界への日本の役割であって、日本の論理と世界の論理を新段階で統一することを意味している。それは日本国憲法の理念から見ても、大きな経済力をもち、「東」と「西」、「北」と「南」の接点にあり、世界最初の被爆国であることから言ってもわが国にもっともふさわしい方向である。

その意味において、21世紀に向け、国際社会において日本がめざすべき国家像は、軍事的責任を引き受ける「普通の国家」や国際的責任を忌避する「孤立した国家」ではなく、とくに非軍事分野での国際的役割を積極的に担う「人道国家」として名誉ある地位を占めることである。「人道国家」は、安全保障を国家を中心にして軍事面からのみとらえるのではなく、個人を中心にして開発、環境、人権など幅広い分野から、「人間中心の安全保障」としてとらえ直す。

3つのビジョンと10のアクション

われわれは、今後の国際協力のあり方について、次の3つのビジョンを提起する。

第1はヒューマン・ビジョンである。日本は、自らも軍縮をすすめつつ、地球規模の軍縮と平和維持を着実に発展させていかなければならない。さらに、人類的な新しい課題—環境・貧困・人口・人権・エネルギーなどの分野で積極的に新しい行動の提唱者となり、担い手となる。その方向を政府、自治体、国民の参加と協力の下に推進する。

第2はUNビジョンである。創設50周年を迎える国連が新世界の中で果たすべき役割は大きい。新しい世界平和構造の創造のための視点から新時代の国連を構想し、そういう立場から国連の抜本的改革をおしそうめていくことが必要である。

第3はアジア・ビジョンである。21世紀はアジアの世紀と言われている。アジアの国際関係を新しい安全保障と共生の構図の下につくりかえ、ヨーロッパと違った構造の認識を前提にしながら、外交・経済・文化の政策を展開する。それはゆるやかで多面的なネットワークとして構想される。これまで50年の歴史の反省と、これから中長期の新しい進路を鮮明にすることによって、日本に対するアジア諸国民の信頼が醸成される。

以上のビジョンに基づいて、われわれは、2000年に向けて、軍縮、開発、環境、人権、平和・人道協力、国連改革、アジア太平洋の地域統合など10の分野において、創造的なアクションを起こす。

2 ヒューマン・ビジョン

ビジョンI・人間中心の安全保障のために

平和とは、ただ単に戦争のない状態を意味するのではない。戦争が人命を犠牲にするのと同じように、貧困と飢餓、環境破壊、人権侵害も人々の健康を損ない、生活の糧を壊し、

尊厳を傷つけ、そして命を奪う。平和とは、万人が人間らしい生活を営むことのできる環境のことである。その意味において、冷戦後の世界は、なお平和とは程遠い現実に満ちている。

平和は、軍事的手段による抑止と平和の強制によってのみ実現できるものではない。むしろ、社会開発を促し、貧困を取り除き、人権を守り、自然との共生をはかるこそ、冷戦後の地球社会における最優先課題である。いま、われわれは、安全保障の概念そのものを根本的に改めることが求められている。新しい安全保障—それを、われわれは人間中心の安全保障を呼ぶ。

戦後、日本は平和憲法と国民の平和意思に基づいて、経済優先の国造りに努め、世界でもユニークな国家を創り上げてきた。軍事力でなく、経済力と技術力を国力の基盤とする日本は、人間中心の安全保障を実現する上で、その経験と総合力を発揮する国際的資格と責任を有している。

アクション1・軍縮・軍備管理の推進

核廃絶を目標に地球規模の核軍縮を推進し、核兵器の拡散を防止するために、包括的核実験禁止条約の締結、核先制不使用・非核保有国への核攻撃禁止の国際合意、プルトニウムや高濃縮ウランの抽出を禁止するカットオフ条約の制定、国際原子力機関による核查察制度の強化（抜き打ち査察の導入など）、核保有国による核軍縮の促進について、日本としてリーダーシップを発揮する。このためにも、ヒロシマ、ナガサキの被爆体験を基礎に、核兵器の使用が国際法上、違法であるとの立場を明確にする。

とくに、包括的核実験禁止条約については、核保有国に対して96年中の合意を促し、交渉期間中の核実験の停止（モラトリウム）を求めるとともに、合意に際してはその署名式を広島もしくは長崎で開催するよう働きかけ

る。また、非核地帯の設置・拡大を推進する。核保有国の核軍縮については、核廃絶に向けた「予定表」の作成と実行を働きかける。

軍事力でなく経済力を国力の基礎とする国家として、日本は国際社会にアピールできる「平和の配当」構想を打ち出すことを期待されている。このため、通常兵器移転登録制度への参加と開発協力のリンク、武器輸出の抑制と民需転換に向けた技術・財政支援との引き替え（軍縮スワップ制度）など、創造的な構想を国際社会に提案する。また、地雷などの使用を制限するために特定通常兵器使用禁止・制限条約を改正するとともに、特定の武器および武器技術の取引の制限・禁止のための国際交渉の開始をめざす。

核軍縮、軍民転換の促進、武器貿易の抑制について、日本が積極的に提言できるように、広島や長崎に国際的な軍縮平和研究所を設置することを検討する。また、全般的完全軍縮の方向を定めた米ソ軍縮交渉共同声明（マクロイ・ゾーリン協定）の実現をめざし、その具体化について提言するための国際賢人会議の設置を提唱する。

アクション2・人間優先の開発協力

トップ・ドナー（最大の援助供与国）からリーディング・ドナー（援助のリーダー国）への飛躍をめざし、人間優先の考え方沿って開発協力の内容・体制の抜本的改革をはかる。このため、政府開発協力（ODA）の第5次中期目標の実現をはかり、中期的にODAの対GDP比0.7%の達成をめざすコミットメントを再確認する。また、援助の質的改善を示す指標である贈与比率（DAC諸国中、第20位）とグラント・エレメント（同左）を向上させるための中期目標を設定する。

ODAに占める基礎生活分野（BHN=教育、保健、衛生、人口、食糧、医療、住宅など）については、その比率を引き続き拡大させ（現在33.3%）、中長期的には50%の比率

をめざす。後発開発途上国（LDC）を含む低所得国（LIC）に対する援助のODAに占める比率（現在60%）を引き続き拡大する。環境、人口、エイズ、防災、民主化支援などの新しい分野についても、援助を強化する。人づくり援助（技術協力）の体制強化については、青年海外協力隊の大幅増員、シニア協力専門家派遣事業の充実をはかるとともに、グリーン・ヘルメット（後述）の態勢を整備する。

援助活動の多様化に対応するために、NGOによる援助活動への財政的支援（NGO事業補助金、草の根無償資金協力）をさらに拡大するとともに、地方自治体による援助活動への協力をすすめる。また、学校における開発教育を推進するとともに、ボランティア活動条件の整備（ボランティア休暇、ボランティア活動に対する社会的評価の確立、公益法人の資格要件の緩和、寄付金控除制度の改善など）をはかる。

ODA大綱の厳密で一貫性のある運用をはかる。このため、たとえば軍備増強や武器輸出に関しては、その抑制と民需転換を結びつけた政策によって、被援助国（ODA）の軍縮を促す（積極的連関）。また、人権侵害や軍備増強、武器売買などの事例が明白な場合には、よりはっきりと日本の立場を表明するとともに、事態の改善がみられない場合には、援助を削減もしくは中止する（消極的連関）。

援助理念の具体化、無償・有償資金協力・技術協力の総合的実施、援助実施体制の効率化・透明化のために、援助実施体制の一元化をはかる国際開発協力基本法の制定をめざす。

アクション3・地球環境の保護

92年度から5年間で9,000億円を環境援助に当てるとの目標の達成の目途がついたことから、新たな目標設定をめざす（グリーン・マーシャル・プラン）とともに、債務引き受けと環境保護とを結びつけた「環境スワップ

」を積極的に応用するなど、環境保護型の援助政策を推進する。また、環境分野の専門家の充実と環境災害に迅速に対応できる緊急援助態勢の整備（日本型「グリーン・ヘルメット」）をはかる。

地球環境保護基金である「地球環境ファシリティー」（G E F）の強化、多国籍企業行動基準の制定をはかり、二酸化炭素の排出に対する課徴金制度や汚染物質の排出許可制度などを世界レベルで導入することを検討する。

アクション4・国際人権の促進

日本として、人権関連条約の批准、とくに人種差別撤廃条約、国際人権B規約選択議定書、拷問禁止条約の早期批准をはかるとともに、民主主義の定着をめざす国々に対する人的、財政的、知的支援（人権関連法規の制定、法律専門家の養成など）を二国間、および多国間レベルですすめる。

人権高等弁務官と人権センターの活動への支援をすすめる。またアジア太平洋地域における人権情報の収集・交換のための機構整備に協力するとともに、中長期的課題としてアジア人権機構の設置を追求する。現在、国連で審議中の先住民権利宣言の早期合意をはかる。

アクション5・平和と人道のための人的協力

憲法の平和主義の精神に相応しい人的協力の体制を整えるために、国連平和維持活動・人道的国際救援活動・国際緊急援助活動への参加を目的とする専門組織を自衛隊とは別に設けるとともに、多様なニーズに対応できる待機態勢を抜本的に強化する。

P K Oについては、従来型のもの（停戦合意、受け入れ同意、活動の中立性）にのみ参加し、武力行使を伴う平和執行部隊や国連軍には参加しない。国際緊急援助隊については、救助・医療チームの待機態勢の強化のほか、専門家チームの関係する分野の拡大と待機態勢の

強化（とくに「グリーン・ヘルメット」）をはかる。また、国際緊急援助隊のもつ要員・装備を人道的国際救援活動にも活用できるようにする。

P K F本体業務の凍結解除については、武器使用の原則の解釈と深く関係していることから、独自撤収、国連のコマンド問題などを含めて、十分な国民的議論を踏まえて結論を得る必要がある。したがって、現段階においては、凍結解除は行わない。

3 UNビジョン

ビジョンII・第3世代の国連のために

第一次大戦後の国際連盟、第二次大戦後の国際連合に続いて、冷戦後の新世界秩序の形成者としての第3世代の国際機関として、国連を再生する。第3世代の国連は、安全保障を軍事的観点だけでなく、社会開発や人権擁護、環境保護の観点から総合的にとらえ（人間中心の安全保障）、主権国家だけでなく市民・N G Oの関与を重視し（市民主権）、国連本体と地域機関との適切な役割分担をめざす（分権）。

アクション6・国連改革の具体的展開

安全保障理事会の改革に関して、当面、さまざまな形態の理事国制度（非常任理事国の再選禁止規定の廃止、拒否権なしの準常任理事国、ローテーション制常任理事国など）の可能性を検討しつつ、同理事国の総数を20から25程度に拡大する。中長期的には、安全保障理事会を国際平和の維持のための権威ある民主的な機関に根本的に改めるために、常任理事国の拒否権の制限（総会の多数決により安保理の決定を翻す、特定問題にのみ拒否権行使できる、二か国以上の拒否権行使のみ有効とするなど）および廃止をめざす。また、安保理における紛争予防機能を強化する。

国連総会の役割強化については、同総会が

国際平和の諸問題に関して安保理に勧告し、もしくは注意を促すことのできる国連憲章上の権限を積極的に活用するとともに、安保理からの定期的報告を求ることによって、安保理に対するチェック機能を強化する。また、NGOや各国の議員が国連の諸活動に幅広く参加できる体制を整備する。

経済社会理事会については、その権威を高めるため、閣僚レベルの会議を定期化する。中長期的には、経済社会理事会の任務を開発・環境と人権・人道の分野に分割して、それぞれを安保理会と同等の権威をもつ「開発と環境理事会」「人権と人道理事会」に改組することをめざす。

国連平和維持活動については、個々のPKOの目標・目的を明確化し、要員派遣国の間の意思統一をはかるとともに、各との待機制度を整備する。PKOの財政基盤を強化し、活動全体を円滑にすすめられるようにするために、大規模な平和維持基金を設置することをめざす。中長期的課題として、国連憲章の中にPKOを明確に位置づけるほか、各の軍縮を推進しながら、国連常備軍の整備をめざす。

国際司法裁判所の機能強化のために、加盟国による義務的管轄権の受諾、「国際司法裁判所紛争解決促進基金」の強化と利用、国連憲章97条（国際司法裁判所への勧告的意見の要請）の積極活用をめざし、国際刑事裁判所規定（条約）の締結をはかる。

政治、軍事、経済分野での地域組織の発展に応じて、国連機能の「分権化」をはかる。平和維持機能の地域組織への部分的移譲、安保理における地域代表性の導入などを検討する。

国連憲章の改正に関連して、すでにその役割を終えた信託統治理事会を廃止するとともに、「旧敵国条項」を削除する。

アクション7・国連における日本の役割

冷戦後の世界における人間中心の安全保障の実現と、そのための国連の抜本的改革（第3世代の国連）のビジョンと具体的提言の実現に努めつつ、「憲法の禁止する武力行使はしない」立場を明確にするとともに、日本として人間中心の安全保障の分野において最大限の役割を果たす。以上の立場から、安保理において積極的役割を果たすとともに、経済社会理事会の抜本的改革に努め、改革された経社理において主要な地位を占めることをめざす。

4 アジア・ビジョン

ビジョンⅢ・アジア太平洋の地域統合のために

アジア太平洋地域の政治的、経済的、文化的多様性は、地域統合の活力であって障害ではない。それは、多様な価値観の下に、対話と説得の手法によって、地域統合をすすめていく可能性を与えてくれる。また、自由貿易の枠組みの中で経済的活力を増大させ、その力を背景にして経済統合の機運を作り出してきたアジア諸国は、他のどの経済地域よりも開かれた地域主義に立脚している。

いまアジア太平洋は、新しいアプローチで地域統合の目標に接近しようとしている。アメリカと緊密な二国間関係をもち、アジア諸国と深い経済的、文化的結びつきをもつ日本こそ、その中で主要な役割を果たすことを期待されている。そして、その期待に応えるために、21世紀のアジア太平洋ビジョンを提言する賢人会議の設置を呼びかけるべきである。

また戦後50年の節目において、日本は過去の戦争責任と植民地支配に対して誠実に対応しなければならない。未来への志向は、過去と向き合うところから始まる。

アクション8・開かれた経済統合への貢献

アジア太平洋経済協力（APEC）ジャカ

ルタ会議で採択された「ボゴール宣言」(1994年11月)に基づいて、次期大阪会議(95年11月)において域内貿易の段階的自由化に向けた「行動指針」の合意をはかる。また、「前進のためのパートナー(PFP)」構想のいっそうの具体化をはかる。とくに、貿易と環境・労働との観点から、開発途上諸国の環境保護、労働条件の改善に向けた具体的提言を行う。

東アジア経済協議体(EAEC)とAPECとの関係については、EAECをAPECの中の非NAFTA諸国協議体として新たに位置づけ直し、APECの中の設置することを呼びかける。また、APECへの域内諸国全体の加盟を段階的に実現する。環日本海・環黄海経済圏など域内の多国間経済協力を推進する。

アクション9・地域安全保障フォーラムの形成

ASEAN地域フォーラム(ARF)をアジア太平洋における政治的多国間協議の枠組みと位置づけ、安全保障対話の促進(防衛当局間の相互訪問など)、信頼醸成措置の具体化(安全保障に関する行動規範の作成、国防費計算の標準化、国防関係予算の公開、通常兵器移転登録制度への加入促進、軍事演習の相互公開など)、非核地帯の設置、軍縮・軍備管理の推進をはかるとともに、冷戦後の日米安保条約のあり方に検討を加える。また、ARFへの域内諸国の参加を促し、将来的にOSCE(全欧安保協力機構)のアジア太平洋版の設立をめざす。

ARFの北東アジア版として、ARFの連携の下に、日本、アメリカ、中国、ロシア、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国などを対象とする北東アジア地域フォーラム(NEARF)を設置し、信頼醸成措置の具体化をはかるとともに、北東アジア非核地帯の設置に向けたイニシアチブを発揮する。このため、

域内諸国間の政府、民間団体、地方自治体、議員レベルの対話を強める。

アクション10・戦争の反省と平和への決意

過去の戦争と植民地支配を反省し未来の平和への決意を表明する国会決議を採択するとともに、8月15日の戦後50周年記念式典においてわが国からの平和のメッセージを世界に発信する。歴史研究記念事業、各種交流事業を2本柱とする「平和友好交流計画」の実施をはかる。また、従軍慰安婦に対する国民的基金の創設、在サハリン「韓国人」永住帰国、台湾確定債務の支払いなどの課題に取り組む。近隣諸国との歴史教科書の共同研究・発行をめざす。

「日本の国際協力と国連改革」に関する特別調査会メンバー

役職	委員名		
座長	伊藤	茂	
事務局長	早川	勝	
事務局次長	五島	正規	
同	秋葉	忠利	
委員	上原	康助	
同	岩垂	寿喜男	
同	松前	仰	
同	瀬谷	英行	
同	矢田部	理	
同	志苦	裕	
同	久保田	真苗	
同	清水	澄子	
同	種田	誠	
同	山田	健一	
同	大脇	雅子	
同	温井	寛	

今後の障害者施策の推進について

与党福祉プロジェクトでは、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた障害者施策の計画的な推進のため関係省庁等からヒアリングを行いつつ検討を重ねてきた。「今後の障害者施策の推進について」は来年度予算概算要求に向けた作業が進められている時期に、関係省庁がこれを的確に受けとめるように、当プロジェクトが意見を整理し、とりまとめたものである。

与党福祉プロジェクトチーム

障害者施策は、障害者が地域において主体性、自立性を確保し、社会活動に積極的に参加することが出来るよう、障害種別や年齢別を超えて、障害者のライフステージを通じた連続的、総合的なサービス提供体制を整備することが重要である。

また、障害者施策は、保健福祉、雇用、教育、まちづくり、交通、福祉機器等の研究開発等、広範な分野にわたるものであり、関係省庁が一体となった総合的、横断的な取り組みが必要である。

当福祉プロジェクトは、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた障害者施策の計画的な推進のため、昨年9月以降、今後の障害者施策の方向について、関係省庁や地方自治体等からヒアリングを行ながら検討を重ねてきた。

各省庁において来年度予算概算要求に向けて作業が進められている時期でもあり、当福祉プロジェクトとしても、これまでの検討過程で多様な意見が出されたが、その主な意見を整理し、下記のとおりとりまとめることとした。

記

新しい障害者プランの策定

○ 「障害者対策に関する新長期計画」をより具体化する計画を早急に策定する必要がある。既に作業を進めている省もあるが、他の関係省庁も同様に取り組む必要がある。なお、必要に応じて総理府が連絡調整に当たることが望まれる。

当面、その計画期間は新長期計画の終期である平成14年までとし、例えば数値目標を設定するなど出来るだけ具体的なものとなるようにする必要がある。

○ 市町村で策定する障害者計画を実のあるものとするため、特に次の諸点に配慮する等、きめ細やかな支援を行うことが重要である。

- ・地域の当事者や関係者の意見が出来るだけ反映されるようなものとすること。
- ・市町村が単独で作成することが困難な場合もあると考えられるので、広域的な計画作りを認めるなど、計画の作成に当た

って柔軟性・弾力性のある取扱いとすること。

- ・市町村が策定した障害者計画を踏まえ、今後「障害者対策に関する新長期計画」の見直しを速やかに行うこと。

保健福祉施策の総合的推進

- 障害者の保健福祉施策の総合的かつ横断的な推進を図ることが重要である。このため、

- ・今後の障害者の保健福祉施策の基本的方向についての中間的なとりまとめを速やかに行うとともに、年末までに障害者の保健福祉施策のとりまとめを行うこと。
また、このとりまとめは、可能な限り数値目標を設定する等具体的なものとすること。
- ・障害者のニーズに的確に対応したサービスが行われるよう、現行のサービス内容の一層の充実を図るとともに、新たな施策を盛り込んだものとすること。
- ・厚生省の三局三課にわたる現在の組織を再編し、障害者保健福祉施策を総合的に実施出来る体制を整備すること。

- 障害者が地域において必要なサービスが利用できるよう、次のような点について検討する必要がある。

- ・施設やサービスのタテ割りの弊害を是正し、出来るだけ身近な地域サービスを受けられるようにすること。このため、現在の補助金制度についても見直しを進める等により高齢者等の施設との合築やサービスの共同利用を進めること。
また、デイサービスや働く場所等における相互利用を進めること。
- ・施設・設備については、可能な限り、ショートステイ等を支援する機能を併せ持つ方向で行うことにより、地域における施設と在宅の連携を推進する。

・地域における障害者の在宅サービスの充実の観点から、総合的な相談・サービス調整等の拠点づくりを行うこと。

- 障害者が地域で自立した生活ができるようきめ細かな支援サービスを行うとともに、社会参加を促進するための施策を一層充実させることが必要である。このため、
 - ・関係省庁が連携をとりつつ、障害者の雇用の場や授産施設の確保に努めること。
 - ・障害者の移動のためのニーズを踏まえ、ガイドヘルパー・リフト付福祉バス等のサービスの充実を図ること。

なお、施設入所者の社会参加の促進の観点から、施設入所者がガイドヘルパー等のサービスを利用出来るような方策について検討すること。

- ・障害者の高齢化・重度化を踏まえ生活上の相談支援、介護などの障害者施策の充実に努めること。
- ・障害者の所得保障が適切に行われるよう幅広く検討を進めること。
- ・歯科治療や理髪など、日常における医療や生活支援サービスが地域で困難なく利用できること。

- 保健、医療、福祉の連携の強化を図る必要がある。また、障害の早期発見、早期治療の重要性にかんがみ、各種関係機関・施設等の連携強化や中核的な拠点の整備を通じ、障害児の療育体制の一層の充実を図ることが必要である。

- 施設においても在宅と同じような生活が送れるよう、個室化など施設における居住環境の改善を図るとともに、救護施設等のあり方を見直すなど、障害者のニーズの変化に即して施設サービスの強化を図る必要がある。

- これまで立ち遅れが指摘されてきた精神障害者の福祉政策の充実が急務である。

その際には次の点についても検討を行う。

- ・精神障害者が必要以上に精神病院に入院しているようなことが生じないよう、社会復帰施設の整備など地域における福祉サービス等の社会的基盤の一層の充実を図ること。

その際、地域の実情に応じた適切な施設等の配置が早急に実現されるよう、都道府県等において計画的整備に努めること。

- ・精神障害について社会的な誤解や偏見を是正するため、啓発活動を積極的に進めること。
- ・精神障害者の手帳制度について、障害者のプライバシー保護に最大限の配慮を図ること。
- ・精神障害者の欠格条項について再調査し、なお不必要的規制があれば見直しを行うこと。

雇用対策

- 障害者の経済的自立の観点から障害者の雇用政策の充実を図ることが重要である。
その際、法定雇用率の達成状況の評価、雇用率未達成の企業名の公表制度や納付金制度の一層の活用等についても検討を加える必要がある。
- 官公庁は率先して障害者の雇用の確保になお一層努める必要がある。
- 精神障害者の回復後の雇用について、医療サービスとの連携に留意しつつ、一層拡充する必要がある。

障害者教育

- 現行の特殊教育制度並びに障害児と健常児が一緒に教育を受けるやり方の各々の長所、短所の比較等を行った上で、障害児に対する教育のあり方を総合的、多角的に検討する必要がある。

その検討に当たっては、

- ・障害児と健常児の心のふれあいや選択の幅の拡大等の視点も踏まえること。
- ・教員の異動の中で、ある程度、特殊教育諸学校を経験させるように努めること。

住宅対策

- バリアフリーの住宅の整備を積極的に推進すべきである。
- 公営住宅の優先入居について、障害の種別を問わず、ニーズのある障害者が利用対象となるようさらに改善することが必要である。

バリアフリーのまちづくり

- 障害者の日常生活上の支障を解消するため、駅舎をはじめとする公共的な施設・設備について、エレベーターの設置や段差の解消、横断歩道橋を含む歩行環境全体の改善など障害者のニーズを踏まえたバリアフリー化を一層推進すべきである。
- 建築物のバリアフリー化を進めるため、法制度を含め施策の充実・強化について検討すべきである。
- 通信・放送等、コミュニケーション手段においてもバリアフリー化を一層進めるべきである。
また、銀行の自動支払機などのタッチパネルの導入にあたっては、障害者の利用し易さに十分配慮すべきである。

研究開発のデータベースの整備等

- 福祉機器の研究開発に関する共通のデータベースや開発の統一基準の整備等を行うことにより、関係省庁や民間企業等でバラバラに行われている現状を早急に改善すべきである。

国際交流・協力

- 障害者施策の面における国際交流・協力を一層推進する必要がある。

特に、アジア太平洋地域における国際交流・協力に積極的に取組み、わが国が主導的役割を果たしていくべきである。

災害対策

- 災害対策の強化を図るなかで、障害者について、その避難や情報提供などへの十分な配慮が行われるようにする必要がある。

1995・6・13

高齢者介護問題に関する中間まとめ

与党福祉プロジェクトでは、94年9月以来、高齢者介護問題を最重要課題として継続的に検討を進めてきたところである。この中間まとめは、今までの当プロジェクトでの検討を踏まえ、高齢者介護問題に対する基本的な考え方及び引き続き検討すべき課題を整理したものである。今後は、国民の理解と納得の上にたって、新たな高齢者介護システムの構築を積極的に図るものである。

与党福祉プロジェクトチーム

1 はじめに

- 高齢者介護問題は、「通年プロジェクト」として継続的に検討を深めるべき最重要課題として、平成6年9月27日以来8回にわたって検討を続けてきたところである。
- 与党福祉プロジェクトとしては、これまでの検討を踏まえ、この問題に対する基本的な考え方及び今後引き続き検討すべき課題の整理をつぎのとおり行った。

今後、国民の理解と納得の上にたって、新たな高齢者介護システムの構築を積極的に図るものである。

2 基本的な考え方

- (1) 新たな高齢者介護システムの導入の必要性
- 急速な高齢化、家族形態の変化、家族にかかる過重な介護負担などを踏まえ、「看取りの介護」から「生活支援の介護」への転換を図り、高齢者が自立した質の高い生活を保障されるよう、新たな高齢者介護システムの確立が求められている。
- 国民誰もが、身近に、いつでもどこでもスムースに介護サービスが利用できるよう、高齢者自身の選択の考え方を基本に、地域を基盤とした、普遍的かつ総合的なサービ

ス体制の確立が必要である。

- このような新たな高齢者介護システムは、既存の社会保障制度の再編成を通じ、「高齢者の自立支援」を基本理念として確立されるべきものである。

(2) 新たな高齢者介護システムによる介護サービスの充実

- 家族介護の限界を踏まえ、高齢者の多くが望んでいる社会的に支えられた在宅介護を重視したシステムとする。
- ケアマネジメントの考え方に基づく個々の高齢者にふさわしいサービスの確保と、高齢者自身の意思とその選択に基づく利用者本位のサービス提供を確立する。
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群などの高齢者介護施設について、利用手続の一元化、サービス内容の拡充、利用者負担の公平化を図る。

(3) 介護費用の負担の在り方

- 高齢化の進展、新たな高齢者介護システムの導入等に伴い増大する介護ニーズに対応し、高齢者介護サービスに要する費用の長期的・安定的な確保を図る。
- 高齢者世代と事業主を含む現役世代の連帯に基づく、公平な費用負担の実現を図る。その場合、受益者自身の適切な費用負担を十分考慮する必要がある。
- 国、地方公共団体の責任と役割を明確にするとともに、公費の適切な位置付けを図る。

3 今後検討すべき課題

- (1) 費用保障方式に関して、社会保険方式と公費方式について基本的な整理を行う。社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第2次報告等でも指摘のある社会保険方式について、保険者、被保険者、費用負担に関

し、無保険者問題や市町村をめぐる問題なども含め、今後掘り下げた検討を進める。

- (2) 新システムの導入に伴い、「保険あってサービスなし」という事態を招かないよう、新システムによって提供される介護サービスの内容について検討するとともに、サービス基盤拡充の観点から、新ゴールドプランの拡充強化の必要性について検討を行う。

- (3) 新システムの導入により、新たな国民負担を求める必要性が出てくる可能性があることから、国民負担の在り方について広範な視点から十分な検討を行う。

その際、新たな負担によって介護サービスがどのように充実されるのかを国民に分かりやすく示すことが重要と考えられる。

- (4) サービス利用にあたっての利用者負担については、近年の公的年金給付の充実等を踏まえつつ、適正なサービス利用の確保、必要なサービスの利用抑制につながらないこと、サービスを利用する者と利用しない者との間の公平等の観点にも配慮しながら、老人医療や医療保険との関連も含め、その適正な在り方について今後引き続き検討を行う。

- (5) 若年の障害者の取扱いについては、当プロジェクトとして同時並行的に検討を急いでいる総合的な障害者施策の在り方を念頭に置きながら、今後引き続き検討を進める。

- (6) 高齢者介護は、老人保健、医療保険制度、医療供給体制と密接な関連を有するものであり、医療と介護の役割分担や各制度の整合性などについて検討を進める。

4 情報公開と国民的議論

- 高齢者介護問題は、全国民の生き方に直接かかわるものであることから、今後とも情報を公開し、広く国民の議論を呼び起こす必要があると考えられる。

5 サービス基盤の充実

- 新たな高齢者介護システムが国民の理解を得るためにには、まず何よりも新ゴールドプランの達成が不可欠である。

このため、昨年秋の税制改革大綱の趣旨を踏まえ、平成8年度以降も引き続き、新ゴールドプラン達成のための必要な財源措置を確実に行う。

福祉プロジェクトメンバー

自 民	社 会	さきがけ
安倍 晋三	池端 清一	◎三原 朝彦
◎衛藤 晟一	網岡 雄	堂本 晓子
木村 義雄	五島 正規	枝野 幸男
古賀 誠	◎今井 澄	
住 博司	堀 利和	
戸井田三郎	日下部禧代子	
◎丹羽 雄哉		
◎佐々木 満		
前島英三郎		
宮崎 秀樹		

◎印 幹事

1995・6・14

全労済の自賠責参入問題等について

(三座長合意)

全労済の自賠責参入問題等にかかる検討プロジェクト

1. 先の「座長メモ」に基づいて、法案作成作業を続ける。
2. 次期通常国会までに成案を得て成立を図る。

全労災の自賠責参入問題等にかかる検討プロジェクトメンバー

自 民 党	社 会 党	さきがけ
檜崎 泰昌（大蔵）	早川 勝（大蔵）	五十嵐ふみひこ（大蔵）
村田 吉隆（運輸）	左近 正男（運輸）	高見 裕一（運輸）
衛藤 晟一（厚生）	今井 澄（厚生）	
二田 孝治（農水）	遠藤 登（農水）	



電気通信が当面する課題についての見解

日本社会党政策審議会
情報通信政策特別委員会三役会議

新しい産業、経済、社会を支えていくインフラとして、また移動電話やパソコン通信の普及によって、電気通信サービスと行政、事業の在り方に強い関心が集まっている。また、郵政省の電気通信審議会は、NTTの経営形態の在り方の議論を開始している。

こうした最中、総務庁行政監察局からNTTとKDDを対象にした「電気通信事業に関する行政監察結果に基づく勧告」が郵政省に出された。また、郵政省は、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置の推進状況」（平成2年度～6年度）を明らかにした。

これらの「勧告」と「報告」の特徴は、電気通信サービスの大きな使命の一つである全国あまねく公平な基本的サービス（ユニバーサル・サービス）についての分析を軽視し、経営の効率化のみによってNTT民営化以降の評価を下そうとしているところにある。しかも、分析には、事実誤認と見られることが散見されるなど、きわめて問題がある。したがって、今後の「NTTの在り方」の論議にあたっては、これら「勧告」と「報告」の限界を十分にわきまえた対応が必要であると考える。

以下、総務庁の「勧告」の中心になっているNTTに関する部分について問題点を指摘し、電気通信が当面する課題についての社会党の見解を示したい。

- (1) NTTは民営化後の10年間で、①11万人の人員削減をはじめとする効率化、②市外料金の民営化時比較で約60%に及ぶ値下げ、③全国あまねく地域へのサービスをはじめ電報や番号案内など採算性を超えたユニバーサル・サービスの維持——などに努めている。
- (2) 高度情報化社会、マルチメディア社会に向けて、国民の最大の関心は情報通信の利用機会の均等、ユニバーサル・サービスが維持・確保されることにある。将来の我が国において情報通信のユニバーサル・サービスをどこまで展開すべきか、現在NTTをはじめとした事業者がどういう役割を果たしてきているのか、将来いかなる役割を期待するのか、を電気通信事業を調査・分析する際の基本的視座とすべきである。しかし「勧告」にはNTTのユニバーサル・サービスの実績と今後の役割を調査・分析の視点から欠いている。
- (3) 「勧告」が“非効率”と指摘・勧告しているNTT業務実態の中には、NTT労使双方が自らの利益よりも利用者・国民へのサービス提供の観点、ユニバーサル・サービス確保を優先したためと思われるものも含まれている。例えば電報や番号案内業務は経営の論理からすれば削減されかねない部門であるが、いまだニーズがある現状に

おいてN T Tが社会的要請に応えているなどの実態を一例として指摘できる。

情報通信の急激な進展を考えると、今後いっそうの新しいサービスの開発とともに、これまでのサービスの在り方が問われる場面が増えてくる。その際に安易な“効率”論のみを振りかざすことは国民利益の切捨てにつながるものである。

(4) 「勧告」がこのような点に一切言及せずに「効率化」のみを強調していること、加えて情報通信を所管する郵政省がこのような「勧告」を安易に受け入れていることは残念である。さらに、これを利用する形で行政指導を行うとすれば、我々は国民の権利としてのユニバーサル・サービスがないがしろにされてしまうとの危惧をもつ。そもそも1985年の電電公社の民営化・電気通信市場への競争原理導入の趣旨からいって、行政の立場から特殊法人の経営の子細にわたって「勧告」「指導」を行うことは妥当性を欠いたものである。規制緩和の流れに背くものもあり、今後、十分な検討が必要である。

(5) 「勧告」の根拠となる行政監察は平成5年に行われたものであり、とりまとめに2年近い歳月を要する実態こそ、行政改革の具体化として自ら改めるべき事項である。とくに急激に進歩・発展する電気通信事業に対するこのような緩慢な「監察」は、説得力をもつものとはいえない。

とくに情報通信施策・予算が各省で重複している「非効率」を指摘され、また、公正・透明な行政が課題となっているとき、郵政省および行政改革を担当する総務庁に大胆な改革を求めておきたい。

(6) 電気通信は高度情報化社会、マルチメディア社会を支える主柱となるものであり、本年度に結論を得ることとされているN T

Tの「在り方」は、まさに我が国の「在り方」に直接影響を及ぼすものである。21世紀の我が国の将来像を描き、現在唯一ユニバーサル・サービスの責務を果たしていることをふまえN T Tの位置付けを明確に定めた上で判断すべきものである。

したがって、N T Tの「在り方」を議論した5年前の延長線上の視点、議論に固執すべきではない。改めて、生活にとって欠くことのできない全国一体のユニバーサル・サービスを高度情報化社会、マルチメディア社会においても維持・発展させるとの国民的視点に立ち返った議論を進め、その上に立って良質、安価、多様なサービス展開を図るための施策を組み立て直すべきである。

(7) 社会党は、国民を置き去りにした形の「効率論」や無原則、無秩序な競争にいたずらに流されることのないように、最大の注意をもって行政施策をチェックし、また、電気通信審議会のN T Tの「在り方」に関する議論に重大な関心をはらいつつ必要な対応を行い、国民に対する責務を果たしていく決意である。

情報通信政策特別委員会三役メンバー

委員長	佐藤 観樹
副委員長	大木 正吾
"	松前 仰
"	和田 貞夫
"	日野 市朗
"	及川 一夫
"	大森 昭
"	川橋 幸子
"	山田 健一
事務局長	田中 昭一

1995・6・16

与党・人権と差別問題に関する プロジェクト中間意見

与党・人権と差別問題に関するプロジェクトチームは、6月16日、人権と差別問題に関する4点の方策を盛り込んだ「中間意見」をとりまとめ、与党・政策調整会議に報告した。また、これに先だって同プロジェクト事務局は、座長会の指示を受け、「中間意見」の策定に資するために、人権と差別問題に関する当面の施策の方向について（第一次報告案）を作成した。

人権と差別問題に関するプロジェクト

座長 上原 康助

座長 岩崎 純三

座長 鳩山 由紀夫

人権と差別問題に関するプロジェクトは、同和問題の基本政策をはじめ、日本における人権政策について今まで14回の会議を開き、鋭意検討を進めてきた。

この間、下記「これまでの審議経過の概要」のとおり、有識者、民間研究機関、民間運動団体、関係省庁等から意見の聴取を行った。

とくに、第4回会議において、意見表明を行った全国自由同和会は人権基本法を、また、部落解放同盟は部落解放基本法の制定を要望した。この二団体の要望に対し、委員から要望内容の一本化が提案された。両団体は、第5回会議を前に統一要望として「社会的差別撤廃基本法の制定を求める要望書」を3党それぞれの座長に提出するに至った。

また、第9回プロジェクト会議において宮崎繁樹・地対協会長も私的見解だとされながらも、①人種差別撤廃条約の早期批准、②市民及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）選択議定書の早期批准、③人権擁護委員会制度の機能が不十分であり、特に部

落問題に対しては問題なので、人権委員会等の組織を強化するための方策、④国連人権教育の10年が開始されておりこれを実行するための国内的試作の整備が重要だと指摘された。

また、「人権と差別問題に関するプロジェクトの作業状況に関する中間報告」（平成7年3月28日）「人権と差別問題に関するプロジェクトの論点整理」（平成7年5月19日）として、すでに2度の中間的意見の取りまとめを行ってきた。

これまでの検討の結果、以下の共通する基本認識を持つに至った。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、人間として尊重され、平等に基本的権利の享有が保障されなければならない。このことは人類社会に共通する、自由と正義と平和の基礎である。とかしながら、今日の我が国の状況は、「いじめ問題」「オウム事件」をはじめ、人の命の尊さが軽視される傾向がみられる。

また、部落差別をはじめ社会的差別の実態

も未だ解消するに至っていない。とくに、同和対策の一環として、教育・啓発が積極的に展開されたにもかかわらず、結婚差別など心理的差別の解消には至っていないのが実情である。

今日、人権実現へ向けた国際社会の要請は日増しに大きくなっている。日本国憲法の制定、世界人権宣言の採択から半世紀となる今日、改めて人間の尊厳に関わる問題として人権と差別問題を認識し、人権実現社会の構築を図らなければならない時期にきている。このため、人権に関する教育・啓発、人権擁護・人権侵害への有効な対応、差別解消のための諸事業等、さまざまな分野における人権に関わる施策について、そのあり方を見直し、わが国基本政策のひとつとして人権政策について検討する必要がある。

なお、5月26日の閣僚懇談会において村山総理は早期に部落差別の解消、同和問題の解決に向けて閣僚の協力を求められた。

以上のこと踏まえ、以下の4点について、中間意見として報告する。なお、これまでの審議経過の概要について、あわせて報告する。

1. 政府においては、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」の第4条の取り扱いについて早急に結論を出すとともに、憲法との関係に留意しながら関係省庁間での協議を早期に完了し、本条約を年内のしかもべき国会において批准する必要がある。

なお、本プロジェクトとしては、自民党・さきがけは第4条は「留保」とすることが妥当と考える。

また、社会党は「留保の方向」で検討することが妥当と考える。

2. 「人権教育のための国連10年」(期間1995～2005年)について、わが国は国際社会において率先垂範して取り組む必要がある。

政府においては、早急に具体的施策内容を包含する「行動計画」を策定し、早期に

それに基づく人権教育・啓発の実施体制づくりを行う必要があると考える。

このため、政府は、「行動計画」の具体的施策内容の策定および必要な措置等を実施推進するため、「人権教育のための国連10年推進本部」(仮称)を設置するとともに、所要の予算措置を講じる必要があると考える。

なお、平成8年度予算概算要求における関係予算について報告を受けることなど、政府の取組み状況について本プロジェクトは注視していく。

3. 人権擁護のあり方、実行ある人権侵害への対応のあり方については、差別の煽動行為・助長行為等悪質なものに対するなんらかの規制の方策等、極めて慎重な検討をする課題である。また、人権侵害事例に対する現行制度の対応は十分なものとはいせず、とくに同和問題に係る事例では不十分な実情にある。本プロジェクトにおいても現行制度の問題点、諸外国の制度等を含めて、今後とも鋭意検討していく必要がある。

政府においても、人権擁護のあり方、実効ある人権侵害への対応のあり方については、何らかの機関を設置し、検討を開始する必要があると考える。

4. 同和問題の抜本的早期解決に向けた方策のあり方については、「平成5年度同和地区実態把握等調査」の地域改善対策協議会・総括部会・小委員会の検討結果として明らかとなった部落差別の今日的状況を踏まえ、政府与党が一体となり、法的措置、行財政的措置等の各種施策の基本的なあり方について、十分かつ速やかに検討していく必要がある。

なお、本プロジェクトとしては、地対協総括部会の審議の前倒し等速やかに検討が進められ少なくとも基本方針等を年内早期に明らかにする必要があると考える。

人権と差別問題に関するプロジェクト
 自 民 ◎岩崎純三
 上野公成
 中谷元
 社 会 ◎上原康助
 和田貞夫
 渕上貞雄
 さきがけ ◎鷲山由紀夫
 宇佐美登

(別添資料)

これまでの審議経過の概要

1. ヒアリング開催状況

- 第1回 平成6年12月7日
 議題 今後の運営について
- 第2回 平成6年12月14日
 議題 磯村英一氏
 (財・地域改善啓発センター理事長)
 からのヒアリング
- 第3回 平成7年2月8日
 議題 友永健三氏
 (社・部落解放研究所所長)
 からのヒアリング
- 第4回 平成7年2月22日
 議題 黒田初幸氏
 (地域改善対策研究所専務理事)
 茗荷完二氏
 (全国自由同和会副会長) 及び
 上杉佐一郎氏
 (部落解放同盟委員長)
 からヒアリング
 和田メモの提案
- 第5回 平成7年3月8日
 議題 法務省人権擁護局長
- 五木田隆全國人権擁護委員連合会会長からヒアリング
 第6回 平成7年3月22日
 議題 外務省国際社会協力部長
 波多野理望学習院大学教授
 からヒアリング
 上杉佐一郎氏(部落解放同盟委員長)
 茗荷完二氏(全国自由同和会副会長)
 総務庁及び法務省からのヒアリング
 第7回 平成7年4月14日
 議題 総務庁より同和地区実態把握等調査結果のヒアリング
 第8回 平成7年4月25日
 議題 衆議院法制局からヒアリング
 第9回 平成7年5月12日
 議題 宮崎繁樹氏(地域改善対策協議会会長)からヒアリング
 第10回 平成7年5月24日
 議題 外務省、法務省からヒアリング
 第11回 平成7年5月30日
 議題 外務省、法務省、文部省、労働省、厚生省、総務庁地域改善対策室長からヒアリング
 第12回 平成7年6月9日
 議題 総務庁からヒアリング、法務省、外務省からヒアリング
 第13回 平成7年6月14日
 議題 中間意見のとりまとめについて
 第14回 平成7年6月16日
 議題 中間意見のとりまとめについて



1995・6・7

人権と差別問題に関する当面施策の方向について — 第一次報告 — (案)

人権と差別問題に関するプロジェクト事務局

座長 上原 康助
座長 岩崎 純三
座長 鳩山 由紀夫

事務局は5月30日に確認された作業課題に基づき、プロジェクト会議のこれまでの議論と合意点としての論点整理を踏まえ、「人権と差別問題に関する当面の施策の方向について」とりまとめましたので、次のようにご報告申し上げます。

記

人権と差別問題に関するプロジェクトチームは、同和問題の基本政策をはじめ、日本における人権政策の確立をめざして平成6年12月7日から平成7年6月9日まで12回の会議を開き、鋭意検討を進めてきた。この間、別添資料「これまでの経過」のとおり、有識者、民間研究機関、民間運動団体、関係省庁等から意見聴取を行った。とくに、第4回会議において、意見表明を行った全国自由同和会は人権基本法を、また、部落解放同盟は部落解放基本法の制定を要望した。この二団体の要望に対し、社会党委員から要望内容の一本化が提案された。両団体は、第5回会議を前に統一要望として「社会的差別撤廃基本法の制定を求める要望書」を3党それぞれの座長に提出するに至った。

この過程で出されたおおむね共通した意見と論点整理は3月28日および5月19日の両日に与党政策調整会議に報告したとおりである。

以後、この論点整理された事項をさらに前進させるべく、「人種差別撤廃条約」の早期批准と「何らかの法的措置」を含めて同和問題の抜本的早期解決に向けた方策のあり方について具体策を得るべく、さらに検討を重ねた。

この結果、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、人間として尊重され、平等に基本的人権が保障されなければならない。このことは人類社会に共通する、自由と正義と平和の基礎である。しかしながら、人間の尊厳を犯す「オウム事件」や、「いじめ」問題にみられるように、現在、人権軽視の社会的風潮が子供も含めて社会を覆い尽くしている。また、同和対策事業における教育・啓発についての施策の積極的展開にもかかわらず、依然として心理的差別の解消がみられないことなどが確認され、人権尊重の視点に立った教育・啓発事業が重要であり、これを一層充実することの必要性が再認識された。

また、第9回プロジェクト会議において宮崎繁樹・地対協会長も私的見解だとされながらも、ソフト面を充実させながら差別をなくすための法的措置を含めた国内政策として、①人種差別撤廃条約の早期批准に伴う国内法の整備、②人権擁護委員会制度の機能が不十分であり、とくに部落問題に対しては問題なので、人権委員会などの組織を設置する、③国連人権教育の10年と関連付けて、法制度・

行政施策・啓発面を整備することが必要だと指摘された。

さらに村山総理が早期に部落差別の解消・同和問題の解決に向けて与党の協議が促進されるよう閣僚の協力を求めしたことなど、これ

までのプロジェクト会議の経緯とこの問題をめぐる諸情勢を踏まえ、人権と差別問題に関する当面の施策の方向について、次のような共通認識を得たので報告する。

1995・6・7

人権と差別問題に関する当面の施策の方向について －中間報告－

人権と差別問題に関する
プロジェクトチーム事務局

事務局が5月30日に確認された作業課題に基づいて検討した結果をご報告いたします。

記

当プロジェクト事務局は、同和問題の抜本的解決に向けて活動を積み重ねてこられた運動団体から当プロジェクトに示された差別撤廃・人権確立のための提案、関係各省庁および有識者からのヒヤリングを踏まえて、これまでのところ以下の共通認識を得た。

1 人権擁護・差別撤廃のための政策のあり方

(1) 何らかの法的措置を含む方策の構成要素
政府・与党は、同和問題をはじめとする人権擁護・差別撤廃のための何らかの法的措置を含む方策を、以下の施策項目によって構成される政策のあり方として提起することが適切であると考える。

①宣言的内容

- ・日本国憲法および人権に関する国際法に

照らして、差別が許しがたい社会悪であることの明確化と差別問題の根本的かつ迅速な解決に取り組む決意の表明。

- ・差別および差別助長行為の禁止の宣言。
- ②教育・啓発的内容
 - ・差別撤廃に関する知識の教育・啓発および人権思想の普及高揚の措置。
- ③規制的内容
 - ・差別および差別助長行為を排除するための規制を含む（法制上の）措置。
- ④救済的内容
 - ・差別の被害者に対して実効的な救済を確保するための措置。
- ⑤事業的内容
 - ・差別撤廃のための政策全般にわたる必要な措置。
- ⑥組織設置
 - ・差別撤廃に関する重要事項を調査審議するための組織（関係省庁連絡会議、関係閣僚会議、審議会など）の設置。

(2) 施策の具体化の手順等

上記の各施策項目については、何らかの

法的措置を含めて早急に具体化すべきもの、当面は何らかの審議機関等の調査審議に委ねて十分に検討すべきもの、あるいは施策の対象を幅広い包括的な人権・差別問題とすることが適當なもの、個別・具体的な人権・差別問題に限定すべきものなど、施策の具体化の手順や対象範囲について選択的にアプローチすることが妥当であると考える。

2 人種差別撤廃条約の早期批准と 国内法整備に向けた政府の具体的 検討作業の促進

上記1の認識を踏まえ、条約の早期批准と国内法整備をはかるために、政府に以下のような施策の方向性を提示して、具体的検討作業を促進することが適當であると考える。

(1) 条約の年内（次期国会）批准

【提言】 包括的・体系的な人権擁護・差別撤廃の施策の展開のために、人種差別撤廃条約を批准することの重要性・緊急性に鑑み、政府に対して、条約第4条については解釈宣言もしくは留保することを含めて早急に検討し、年内のしかるべき国会（次期国会）を目途に、条約の早期・批准を速やかに行うよう強く求めるべきであると考える。

なお、上記1に掲げた人権擁護・差別撤廃のための政策のあり方を具体化するなかで、各施策の目的規定（例えば法律の目的条項など）において、少なくとも差別および差別の助長が社会悪であり、違法であり、禁止されるべきことを、政府の基本姿勢として明確に打ち出しておくべきだと考える。

【理由】 「人権教育のための国連10年」が本年スタートし、また同和問題について実態把握調査などで今なお差別が存在している事実が明らかになるなど、人権と差別

問題を巡る内外の情勢に鑑み、条約の早期批准の意義は極めて大きい。一方、国連総会での条約採択からすでに20年も経過しているにもかかわらず、条約の批准と包括的・体系的な国内諸施策の展開に向けた関係省庁の取組みは、いまだ不十分である。関係省庁においては、人権教育・啓発の重要性を認識して、一体となって取り組むべきである。

また、人種差別条約第4条は、差別および差別の扇動が違法であり法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言するよう求めている。当プロジェクトは、同条について、解釈宣言もしくは留保による批准を許容するものである。とくに、差別および差別の扇動に対する法律による処罰の問題は、極めて慎重な検討を要するものであること理解する。

一方、規制・救済的内容を含まない形で、人権・差別問題に関する何らかの宣言法的な基本法を制定することについては、法的効果が問題となる。現時点では、対象や内容を特定した規制・救済的内容や事業的内容などの、何らかの法的効果を伴う規定と結び着けなければ、宣言的内容の法制化は困難ではないかと考える。

(2) 「人権教育のための国連10年」行動計画の取組み

【提言】 「人権教育のための国連10年行動計画」を踏まえつつ、政府において必要な法制度、行政施策などを含めた人権教育・啓発行動計画（仮称）を策定するために、しかるべき審議機関および計画の推進機関（関係省庁連絡会議、関係閣僚会議あるいは審議会、推進本部など）の速やかな設置を求めるべきであると考える。

その際、同和教育などの具体的な差別問題と結び付けた人権教育の実績を正しく評価し、その取組み体制を十分に活かすこと

が有効であると考える。

【理由】 人間の尊厳を犯すオウム真理教の問題や「いじめ」問題にみられるように、人権軽視の社会的風潮が子供を含めて社会を覆っている。また、同和対策事業における教育・啓発施策の重点的実施などにもかかわらず、依然として心理的差別の解消が見られないなど、人権尊重の視点に立った教育・啓発施策の一層の充実の必要性が再認識されている。

人種差別撤廃条約第7条は、差別撤廃・人権確立のために教育分野における迅速かつ有効な措置を求めている。折から、第49回国連総会（1994年12月）における事務総長報告によって、各国による人権教育促進のための体系的な取組みや人権教育プログラムの強化等を求める「人権教育のための国連10年行動計画」が提案されている。しかし、当プロジェクトの審議において、関係省庁の取組みは部分的なものに留まっており、行動計画に対応した包括的・体系的な体制の整備に至っていないことが明らかとなった。

(3) 差別の法的規制と被害救済の制度の方についての検討機関の設置

【提言】 実効性のある差別の規制・救済のための施策（法制度の整備等）のあり方を検討する機関（関係省庁連絡会議、関係閣僚会議あるいは審議会）の設置を政府に求めるべきであると考える。

【理由】 人種差別撤廃条約の第4条は、差別や差別の助長に対する法的な規制・処罰について規定しているが、当プロジェクトとしては、同条の留保あるいは解釈宣言を含めて早急に検討し、条約を早期に批准することを提案している。しかし、条約の早期批准のためのこうした当面の措置が、必要な何らかの国内法制等の整備の検討を妨げるものでないことは言うまでもない。

法的規制・救済の制度については、研究機関等から様々な案が提示されているが、規制については、侵害排除の勧告や告発、損害賠償・名誉回復措置、行政罰、刑事罰までの幅広い考え方があり、国が何らかの統一的な措置を確立しておくことが望ましい。

また、人種差別撤廃条約の第6条は、差別行為に対する実効的な保護・救済の権利を保障するよう求めている。しかし、わが国の現行の人権擁護委員・人権侵犯処理制度では人権侵害に関する十分な被害救済が期待出来ないことが指摘されている。同和地区実態把握等調査でも同制度の活用や「処理」実績が極めて不十分であることが明らかとなっている。

ただし、刑罰や行政罰を含む差別の法的な規制については、新たな立法の可能性や必要性、差別の規制対象の厳格な定義と規制の内容などについて極めて厳密な検討を要する。また、差別行為に対する実効的な救済制度を確立するためには、現行の人権擁護委員・人権侵犯処理制度を抜本的に見直し、制度の拡充ないし新制度の要否などを検討する必要がある。

(4) 個別の人権・差別問題に対する適切な事業の展開

【提言】 差別撤廃のための政策全般にわたる必要な措置、とくに事業法的な措置については、人権侵害・差別の実態把握と講じられている既往の措置に関する評価を適宜速やかに行い、個々の人権・差別問題に即して、早期の抜本的な解決に向けた実効性のある適切な施策を講じるよう政府に求めるべきであると考える。

なお、同和教育・啓発など個々の差別問題ごとの施策を総合した人権教育・啓発行動計画（仮称）など、一体的な取組みが効果的と考えられる分野の施策においては、一部事業の共通化や総合化も検討すべ

きであると考える。

【理由】 人種差別撤廃条約の第2条は、国に対して、差別される人々が人権を平等に享有することを保障するために、社会的、経済的、文化的その他の分野において、十分な発展と保護を確保する特別かつ具体的な措置をとることを求めている。ただし、これらの措置は、その目的が達成された後は、不平等または別個の権利を維持させることになってはならないとしている。

わが国においては、同和問題については地域改善対策事業、アイヌ民族に関してはウタリ対策事業など、個々の人権・差別問題の特質や必要性に即して各種事業が実施されてきている。

ただし、国がこれらの事業を実施するためには、その対象および事業の内容を特定しなければならない。また、それぞれの事業の成果や到達点の評価を踏まえた施策を講じる必要がある。例えば、地域改善対策事業は、同和対策についての地域改善対策協議会の意見具申に沿って、平成4年度以降、生活環境整備等の物的事業から就労対策、産業振興、教育・啓発等の非物的事業に重点を置いた展開を図ってきた。今回、同和地区実態把握等調査の検討結果を踏まえて、地域改善対策協議会の総括部会が地対財特法失効後の方策のあり方について来年3月までに意見をとりまとめる運びとなっている。したがって、現時点では、広く人権・差別問題を包括した基本法において事業法的措置を規定することは極めて難しいと判断せざるを得ない。

なお、今後のプロジェクトにおいては、人権・差別問題の重要事項を調査審議する何らかの組織（関係省庁連絡会議、関係閣僚会議、審議会など）のあり方についても検討課題となりうる。ただし、現在活動している私的諮問機関を含む既存の組織との関係を十分に調整・整理する必要があると考える。

3 「同和問題の抜本的解決に向けた方策のあり方について」の検討作業について

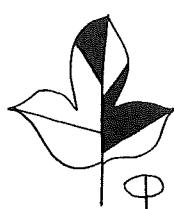
運動団体から当プロジェクトに提示された法案骨子については、現時点においては、立法技術上の問題点が多く、法案化が極めて難しいと考える。また、同和問題の早期解決の方策のあり方については、地域改善対策協議会の総括部会が来年3月までに意見をとりまとめることになっている。

当プロジェクトとしては、当面、上記1を踏まえつつ、上記2との関連を考慮しながら、早期の抜本解決に向けた「何らかの法的措置」を含めた方策のあり方について、さらに検討を重ねていくこととする。

なお、総理が部落差別の解消・同和問題の早期解決に向けて与党の協議が促進されるよう閣僚の協力を求めたこと（5月26日閣僚懇談会）を踏まえ、地域改善対策協議会の総括部会の意見のとりまとめについて、可能な限り速やかに行うよう強く求めるべきであると考える。

訂正

No.345(6月号)の18ページ上段10行目、愚者は患者の誤りでした。訂正します。



1995・6・20

オウム真理教関連事件に関する要請

内閣総理大臣 村山富市 殿

与党宗教法人問題プロジェクトチーム

自由民主党座長 松永光
日本社会党座長 坂上富男
新党さきがけ座長 中島章夫

オウム真理教が、極悪な犯罪を重ねたことは明白である。

よって、政府は、オウム真理教にかかる事件に関連し、適切な措置がなされるよう左記の通り要請する。

記

- 宗教法人の名に隠れ、極悪かつ反社会的な犯罪行為を犯したオウム真理教に対し宗教法人法第81条に基づき、即時解散請求を行うこと。
- 被害者の救済を確保するため、教団の所有する土地及び金品の財産保全について法的措置を含め早急に万全の措置を講じること。

3 関連事件については、国民が大きな関心を有しており、事件の捜査の状況について捜査に支障が生じない範囲で月に一回程度の中間発表を行い、国民の不安解消に資すること。

なお、犯罪に関与した容疑者の早期逮捕、並びに拉致、監禁を受けていると思われる行方不明者の発見に万全を期すること。

- 信者の子弟で正常な学校教育を受けられないでいる児童について、就学を行わしめる方策その他、児童の保護のあり方について、必要な措置を講じること。

5 信者の社会復帰が円滑になされるよう住宅問題、就労問題等について市民生活の中で理解が得られるよう必要な措置を講じること。

与党宗教法人問題プロジェクトチーム

自民党	社会党	さきがけ
○松永光	○坂上富男	○中島章夫
小川元	輿石東	五十嵐みのる
中馬弘毅	穂山篤	
下稲葉耕吉		
上杉光弘 (○が座長)		



1995・6・21

水俣病問題の解決について

自由民主党 加藤 紘一 福永 信彦
日本社会党 関山 信之 矢田部 理
新党さきがけ 菅 直人 堂本 晓子

1 解決の基本姿勢

和解も含む話し合いにより早期に最終的かつ全面的な解決を図るべく努力する。また、その解決については、すべての関係者が納得するものでなければならない。

2 国・県の責任

国賠法上の責任論では本問題の解決は困難である。国・県は、遺憾の意など、何らかの責任ある態度を表明すべきであり、その内容については政府・県に一任する。

3 救済対象者

(1) 対象者の要件

水俣病をめぐる社会的紛争が未解決のまま今日に至っている原因は、地域住民にみられる一定の症状の原因について見解に相違が見られ、そこに地域住民の根強い不満があるところにある。中公審答申でも水俣病とは判断できないがボーダーライン層に対してなんらかの対策が必要と指摘している。

従って、これらの事情を勘案して次の二つの要件を満たす者を対象者とする。

① 社会的要件

水俣病患者多発地域に、熊本県および鹿児島県においては昭和27年1月から同43年12月までの相当期間、新潟県においては同40年12月31日以前の相当期間にわ

たり居住していた者およびこれに準ずる
と認められる者。

② 症状要件

四肢末梢優位の感覚障害があると認められる者。

(2) 対象者の範囲およびその判断方法

ア. 現に総合対策医療事業の適用を受けて
いる者
イ. 総合対策医療事業の判定検討会におい
て救済を受けるべきとされる者

もともと、この紛争は、患者提出の診断書が十分活用されていないという主張に端を発しており、また、訴訟においては原告提出の診断書も採用され、それに基づき判斷されている例もあり、これを無視した解決は困難と思われる。

従って、この判断のため今後一定期間を設け申請を受け、認定審査会資料（ない者については、別途、県が指定する神経内科のある公的総合病院の診断書）と患者提出の診断書とを総合して総合対策医療事業の判定検討会において救済を受けるべき者かを判断する。その際、患者提出診断書は判断資料としての水準を保つため、専門医による一定の検査及び記載内容を満たすなど制約を設けることとする。また、今後まったく新規に救済を求める場合は、公的資料のみにより判断する。

4 救済の内容

水俣病をめぐる社会的紛争を解決するため可能な限り患者等の要求を考慮し、原因企業を主体としつつも、国・県も協力し解決を図ろうとするものである。

救済内容は一時金、医療手当、医療費とし、その負担等は次による。

(1) 一時金

ア. 一時金の負担者

一時金はP P Pの原則にのつとり原因企業が負担するのが適切である。

国・県は、その支払が確実に遂行されるよう支援策について適切な施策を講ずべきである。

イ. 一時金の算定方法及び額

一時金のランク付けと金額の確定は、司法の和解協議の場および自主交渉の場において審査会資料および患者提出の診断書（双方が認知するもの）で行なう。

なお一時金のランク付けに関しては、患者団体の一部には一律がよいという意見もあるが、本問題の全面解決を図るという見地に立てば、訴訟原告、自主交渉グループなどの意向は無視できず、また現実にこれまでの判決でも症状の有無をもとに症度を推測しランク分けされている事実があり、ランク分けするのが適当と考えるが、なお、司法の判断を参考にしつつ、関係者間でさらに協議し、実施可能なものとする。同様に一時金の額の確定については、地域住民はじめ一般国民も納得できるような合理的なものでなくてはならず、そのような意味では司法の判断を参考として関係当事者間の調整を図る。

(2) 医療費、医療手当

総合対策医療事業を継続することを基本とし、その具体的な内容については今後検討する。

5 地域保健福祉対策および地域振興

水俣病問題の解決のたっては、県民や地域住民の十分な理解が不可欠であり、その当該地域全体の問題として健康不安の解消と健康増進とそれを前提にした包括的な地域の発展という視点を持って取り組んでいかなければならぬと考えている。具体的な内容は今後の検討課題であるが、総論的には以下のことが考えられる。

- (1) 総合対策医療事業の判定検討会で公的資料により四肢末梢優位の感覚障害以外の神経症状を有すると認められた者のために、市民の合意が得られることを前提として地域の保健福祉対策の一環として配慮する。
- (2) 水俣病発生地域としての特性を生かした研究・教育機能の充実。
- (3) 地域住民全体への支援を目的としたインフラの整備。



9
1995・6・29

行政組織の改革に関する提言

— 官邸機能、公正取引委員会、審議会等を中心に —

与党行政改革プロジェクトチーム

与党行政改革プロジェクトチームは、特殊法人の見直しや規制緩和に引き続き、本年4月以来、行政組織・公務員制度、とりわけ、首相の権限、官邸機能、公正取引委員会及び審議会等の在り方について重点的・精力的に検討を進めてきた。すなわち、官邸機能及び公正取引委員会については、各界有識者からヒアリングするとともに、海外視察（6月4日～10日）（報告書別紙）を行い、また、審議会等については、各省庁に対し詳細な調査を実施した。

もとより行政組織については、行政の簡素化・効率化を図りつつ、内外情勢の変容に伴う行政ニーズの変化に的確に対応し、国民から信頼される行政組織の構築や行政運営に努めなければならず、行政組織の改革は引き続き必要である。

このような基本的立場に立ち、上記ヒアリングや海外調査等を踏まえて以下の意見の一 致をみたので、これらの着実な実施を政府に 対し強く要請する。

なお、官邸機能及び公正取引委員会については、多くは予算に係る事項であり、与党がリーダーシップを発揮しつつ政府と一体的に取り組み、平成8年度予算編成過程で具体的成案を得るものとする。

1 官邸機能強化

(1) 基本的考え方

現行の法体系の下では、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務に関する権限は内閣法等では一般的、抽象的な規定にとどまっており、議院内閣制を採用する諸外国の首相の権限に関する規定と比較しても、憲法第72条に定められた「行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督権」が有効に働くための法的な担保が不十分であると考える。

すなわち、国務大臣の罷免権は強力な権限であるが、いわば伝家の宝刀であり、これを背景とした内閣総理大臣の指揮、命令は、国務大臣に対する指揮、命令を通じての行政各部に対する間接的な影響力の行使にとどまり、内閣総理大臣が、大局的見地から又は緊急事態に即応して行政各部を機動的、具体的に指揮監督する上で十分とはいえないと考える。阪神・淡路大震災やサリン事件、全日空機ハイジャック事件にかんがみれば、この問題は極めて緊要である。また、総理大臣の命を受けて総理大臣の職務を助ける直属の補佐体制を整備することが、極めて重要である。

(2) 具体的方向性

① 内閣総理大臣の職務権限

次の3項目を中心検討を重ねた。

i) 施政方針等の内閣の運営に関する基本方針の策定

(a)このため、内閣法第2条の2を設け、「内閣総理大臣は、自ら施政方針等の内閣の運営に関する方針を定める」とこととする

ことの可否

(b)このため、内閣法第2条の2を設け、「内閣総理大臣は、施政方針等の内閣の運営に関する方針を起草し、閣議にかけて定める」とすることの可否

ii) 閣議決定を経ない内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督

(a)このため、内閣法第6条を改正し、「内閣総理大臣が自ら決定した方針に基づいて行政各部を指揮監督する」こととすることの可否

(b)このため、内閣法の第6条を改正し、「閣議にかけて決定した方針に基づいて」を削除し、文尾に「ただし、閣議の明示の方針に反する場合はこの限りではない」を追加することとすることの可否

iii) 特定の緊急事態に対応した一時的な権限の集中

このため、内閣法第6条を改正し、以下のイ及びロのように「内閣総理大臣指揮監督権を限定的に強化すること」とすることの可否

イ 内閣総理大臣は、特に緊急を要すると認める場合には、法律の定めに従い閣議を経ず行政各部を指揮監督することができる。

ロ ただし、閣議の明示の方針に反する場合はこの限りでない。

これらの問題については、議院内閣制に関する憲法解釈（66条、72条）と密接不可分であり、法制面からも検討を重ねた。

この結果、現段階では次の結論に至った。

i) については、(a)の場合、「行政権は内閣に属する」とする憲法第65条との関連で重大な問題があるとの見解があり、慎重な検討が必要である。(b)の場合、閣議にかけて最終的に方針が決まる限り、憲法第65条との関係

で問題は生じないと判断できる。また、内閣総理大臣が、事務次官会議を経ずに直接閣議に施政方針等を提案できるようにすることで、内閣総理大臣のリーダーシップを法的に担保できると考える。

ii) については、「内閣総理大臣は、内閣を代表して……行政各部を指揮監督する」と定める憲法第72条、「行政権は内閣に属する」と定める憲法第65条の趣旨との関連でなお重大な問題があるとの見解があり、更に慎重な検討が必要である。

iii) については、ii) と同様の問題はあるものの、平成7年ロッキー事件判決（閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、……流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、内閣総理大臣は少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、隨時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう、指導、助言等の指示を与える権限を有するものと解するのが相当である。）等からみて、憲法上の問題を回避しつつ、内閣法を改正しうると考える。

したがって、政府・与党において速やかに検討し、早急に結論を得るものとする。ただし、この場合にあっても、緊急事態の具体的な範囲や定義の仕方、緊急性についての内閣総理大臣の判断と閣議の明示の方針との調整の問題、権限の適切な執行を担保するための事後的なチェックの在り方（例：国会への報告や承認）災害対策基本法等の個別法との関係をどうするか等の課題があり、併せて検討する必要がある。

②内閣総理大臣の補佐体制

次の4項目を中心に検討を重ねた。

i) 内閣総理大臣補佐官（仮称）の設置、職務権限等

ii) 内閣官房の情報収集、広報体制の強化

iii) 内閣官房長官の職務権限、補佐官との職務分担等

iv) 内閣官房副長官の増員等

この結果、

1. 内閣総理大臣の指導力発揮の一助となるよう、総理が必要と考える場合には、民間人の活用を含め、特命事項について総理を補佐する者（補佐官等）を設ける。
2. 内閣官房長官の調整機能を強化するため、主任報道官を置く、
3. 内閣官房の5室長は同格とし、指定職11号への格付けを検討する
ことが妥当である。

したがって今後は、総理を補佐する者、主任報道官の名称、位置づけ、職務分担の明確化を政府・与党において検討し、速やかに結論を得て、内閣法および国家公務員法の改正案について早急に結論を得るものとする。

なお、機構の複雑化は責任の所在をかえつて不明確にし、迅速な意思決定のさまたげとなるおそれがあり、内閣の機構やその補佐・助言体制はあくまで柔軟、簡素で少数精銳であることが内閣総理大臣が迅速・的確にリーダーシップを発揮する上でも有効であることに留意する必要がある。

③官邸の危機管理体制の強化

海外視察の結果、官邸の危機管理体制については、内外の重要情報の迅速・的確な把握、危機における情報収集がなされるよう内閣官房の責任者等による24時間常備体制を整備・拡充するなど、抜本的な強化策を講じる必要があるとの結論を得た。具体策については、政府・与党において速やかに結論を得るものとする。

④新官邸の運用構想

新官邸の運用構想についても行政各部からの情報収集機能の強化、危機管理体制整備の観点を十分に取り入れる必要があると考える。

特に、各省との情報ネットワークの整備、情報収集、広報体制の拡充・強化を図るべきである。

2 公正取引委員会の強化

(1) 基本的考え方

規制緩和の推進により、独占禁止法の適用範囲が広がり、自己責任原則と市場原理に基づく自由な事業活動が行われることとなるため、自由経済社会の基本ルールである独占禁止法を厳正かつ積極的に運用することが必要となる。このことは、消費者・生活者重視の政策を進める上でも、我が国市場を一層開放的なものにするという対外経済政策上も極めて重要である。

このような観点から、公正取引委員会の強化を図り、独占禁止政策に対する国民の期待に応える必要がある。

(2) 体制・機能の強化

公正取引委員会の強化については、事務局体制の拡充・強化を図るとともに、所与の組織・人員で最大限の効果を発揮できるよう、併せて機能強化の諸方策を総合的に講ずる必要がある。

①公正取引委員会の事務局定員

公正取引委員会の事務局定員については、これまでにその増強を図ってきたところであるが、独占禁止法の執行力強化のため、審査部門を中心に、なお一層定員の拡充を図る。

②公取事務局の事務総局への格上げ等

公正取引委員会事務局の事務総局への格上げ及び部の局への格上げ問題等、組織の強化については、規制緩和推進計画の今後の進展を踏まえつつ、委員会における事務局の法律的位置付けを含め、行政ニーズに的確に応えるよう政府において総合的な検討に取り組む必要がある。

なお、公正取引委員会の業務合理化、効率化及び機能強化のために、種々の方策をなお一層検討し、その実施を図る。

(3) 調査権限の強化

現行法では、公正取引委員会は独占禁止法違反事件について必要な調査を行うために、事件関係人等への出頭命令、物件の提出命令、営業所等への立入り検査等の権限を有しているが、これらの権限は間接強制によって担保されているにとどまる。

近年の独占禁止法違反事件の複雑・巧妙化に対処するため、公正取引委員会の調査権限強化の方策について、競争政策の今後の展開にあわせて検討する必要がある。

3 審議会等の透明化、見直し等

(1) 基本的考え方

審議会等については、政府の隠れみの等との批判が強く、当プロジェクトによる規制緩和策の検討作業の過程においても、その透明性、効率性の面での問題点が明らかになった。また、当プロジェクトの調査結果によれば、会長等に国家公務員OBを登用しているものが38.6%、そのうち自省庁OBを登用しているものが32.4%もある。

この際、行政に各方面の民意を反映させ、あるいは専門的知識を導入する等の本来の目的に合致した運営に立ち返らなければならぬ。

(2) 審議会等の新設の原則

審議会等の新設に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 審議事項が臨時的な審議会等については、存置期限を付する。
- ② 10年後を目途に継続の必要性を再検討する。
- ③ 専門知識が必要なものについては専門

官の育成、公正の確保のためには公聴会および聴聞の活用、利害の調整のためには関係団体の意見の聴取等をはかり、いたずらに審議会等を設置することを避ける。

④ 設置目的の類似する審議会等の設置を防ぎ、審議事項の重複をさけるため、審議会等の所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、分科会または部会を設けて弾力的、機動的な運営を図る。

(3) 審議会等の会長等の人選

調停、不服審査、資格検定、行政処分等の行政事務に関する審査会等を除く各種審議会においては、当該省庁出身者（特に退官後間もない者）又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にあるものは、原則として、これをその省庁の審議会委員に任命しない。

また、やむをえず任命する場合においても、特別の事由のない限り、会長等に任命又は選任しない。

(4) 審議会等の見直し

過去5年以上委員が任命されていない審議会等を含め、設置後10年以上経過した審議会等については、平成7年度中に所管省庁で必要性を再検討したうえで、その結果を明らかにし、所要の措置を講じるものとする。

(5) 審議会等の公開

審議会等の具体的運営は、法令に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、調停、不服審査、資格検定、行政処分等の行政事務に関する審査会等を除く各種審議会等は、会議の公開、議事録の公開及びマスメディアの取材の可否について透明性を確保する方向で検討する。

なお、審議会等において議事録を非公開とする場合は、審議に対する国民の関心に応じ

て、非公開とする理由の明示及び議事要旨の公開に努める。

4 公共料金のあり方について

以上のほか、当プロジェクトでは、「規制緩和推進5カ年計画の策定に向けて」（3月27日）に引き続き、公共料金設定の合理化、透明化に資するため、プライスキャップ制度の導入に関して関係各省庁、事業者からヒヤリングを行うなど、公共料金のあり方について議論を重ねた。特に鉄道料金については、

政府においても料金設定方式の改革案の検討を進めているところであり、速やかに結論が得られるよう努めるべきである。

行革プロジェクトメンバー

自 民	社 会	さきがけ
◎水野 清	◎山元 勉	◎中島 章夫
池田 行彦	一井 淳治	枝野 幸男
奥田 幹生	畠山健治郎	
大原 一三		
斎藤 文夫		
武部 勤		

1995・6・30

「新産業創生に向けて」 ～ニュービジネスの創出～

本プロジェクトチームは、5月中旬より6月下旬まで延べ12回にわたり、わが国経済の活性化と雇用の確保のために、新産業創出・新規事業の育成について検討を行い、別紙のとおり「新産業創生に向けて」を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

与党経済対策プロジェクトチーム

責任座長 荒井 聰（新党さきがけ）
唐沢俊二郎（自由民主党）
伊藤 茂（日本社会党）

わが国産業の活力を維持し、21世紀に向けて質の高い雇用機会の確保と国民生活の一層の向上を図っていくためには、新たな産業分野開拓の契機となる新規事業の育成が必要不可欠。

そのためには、社会システム 자체を知的・創造的なものに変革していくことが前提である。また、新規事業育成は単に産業を育成するというだけではなく、社会・生活自体を大

きく変化させるものであり、より豊かな生活の実現にも寄与するものである。

新規事業を育成していくためには、ベンチャー企業への総合的な支援策を講じるとともに、大企業によるニュービジネスの促進を図っていくことが必要。

1 資金調達制度の改革

創業期における公的機関による支援の推進

公的機関による支援措置を推進するとともに地方自治体の役割支援を含め地域経済に配慮した支援の仕組みについての検討を行う。

店頭市場の改革の実施

ベンチャー企業を対象に、店頭登録基準について、赤字企業であっても登録を可能とするよう利益基準を撤廃するほか、株主数基準等を大幅緩和し特則市場の創設を行う。

2 創業意欲や個人投資家の意欲の報われるシステムの構築

創業者利益の確保に資する成功報酬制度の導入

米国において活用されているストックオプション制度等をも参考にしながら実施可能な支援の仕組みについて検討を行う。

税制・特許等のインセンティブの活用

創業意欲や投資意欲を高めるよう、創業期

における内部資金の充実を図るため繰越期間の延長の特例の活用、特許をはじめとする知的財産の適切な保護強化等についての検討を行う。

3 人材の育成・確保

技術・経営能力を有する人材の確保システムの整備

技術とマネジメント能力を有する人材情報の提供のシステムの拡充等を図る。

理工系教育の拡充

4 基盤の整備

産業インフラの整備

(情報通信網、インキュベーター施設〈新規事業支援施設〉等)

研究開発基盤の拡充

1995・6・30

「新産業創生に向けて」

～ニュービジネスの創出～

与党経済対策プロジェクトチーム

1 新規事業の必要性

(1) 新規事業起こしの必要性

- ①我が国経済の閉塞状況の打破のためには、経済フロンティアの拡大、創造性の発現の場をつくっていくことが必要である。
- ②国際分業が進展してきており、また、欧米へのキャッチアップではなく創造的なものが必要になってきていること等により我が国では、産業構造の転換が必要である。こうした状況の下、新規事業の拡大は、その重要な一翼を担うものとして位置付けられる。

③新規事業の展開により、新産業及び新たな雇用の創出を図り、自由で活力のある経済社会を構築していくことが必要である。

(2) 検討の際の留意点

- ①新規事業を起こしていくためには、従来型の雇用慣行等これまで我が国経済が依存していた経済社会システムから、知的資産や創造的な活動を社会としてより高く評価するような経済社会システムへの改革を推進していくことが必要となる。
- ②新規事業の育成は、単に新産業を創出する

という面だけではなく、新規事業により社会・生活自体をより豊かなものにしていくという面からも検討されるものである。

(3) 我が国における新規事業をめぐる環境

①上記のような状況にかかわらず、最近、新規開業率は依然低い状況である。

1996年以降81年までの開業率：

6 %超

86年から91年 4 % (廃業率： 3.8%)

*製造業の場合

86年から91年 2.8% (廃業率： 3.2%)

好況期であるにもかかわらず開業率が低

下しており、深刻な状況にある。

②大企業においても、経営者の高齢化等によりニュービジネスに取り組みにくい体質が存在している等、我が国における新規事業をめぐる環境は厳しい状況にある。

③米国では、独立指向が強い社会的風土に加え、起業家に対する社会的評価が高いこと等もあり、開業率は8~13%程度と高い。

米国では廃業率も高いため、ネット企業増加率は日本と同様であるが、活力のある経済構造となっており、数々の起業家が誕生してきている。

(4) 検討の経過等

①当プロジェクトチームでは5月中旬から6月中旬にかけて、学者、産業界、関係省庁等からの7回のヒアリングを含め計12回の会合を開催し、検討を重ねてきた。（別紙）
②今回、新規事業起こしの緊急性にかんがみ、その方策について具体的な提言をとりまとめた。

2 新規事業の育成における課題及び対策の方向

新規事業の育成においては、特にその立ち上がり段階及び創業段階での支援が重要であり、これを緊急に行うことが必要である。基

盤的な部分については、中長期的な検討が必要であり、できるものから順次実施していくこととする。

(1) 新規事業起こしの直接支援

(創業段階)

ベンチャー企業において、もっとも資金が必要となる創業段階において、米国では企業年金等の活用により相当程度のリスクマネーが供給されているが、我が国では、リスクマネーの供給が円滑に行われていないのが現状である。

このため、

①個人投資家（エンジェル）からの投資の促進を図り、また、ベンチャーキャピタルを充実させるために、各種の方策を検討する。

（注：ベンチャーキャピタル；ベンチャービジネスを対象にリスクの大きいことを覚悟のうえで、将来高い収益を得ることを目的に投資を行う企業）

②米国においては、ベンチャーキャピタルが常に資金供給の役割を果たすのみならず、経営支援を行い、ベンチャー企業育成の大きな役割を果たしていることを踏まえ、ベンチャーキャピタルからの役員派遣による経営ノウハウの提供の促進などについて検討する。

③民間金融機関等からの資金を十分に活用するために、不動産担保に偏重しない融資として、例えば、ベンチャー企業の重要な資産である知的財産を担保として活用するため、知的財産の評価を行う機関の設立等の措置を検討する。

加えて、出資や補助金の直接資金供給、民間資金活用のための債務保証、政府系金融機関を通じる低利融資等の公的機関による支援措置の効果的活用を図るとともに、地方自治体の役割支援を含め地域経済に配慮した支援の仕組みについての

支援措置についても検討する。

④ベンチャー企業の資金調達、販路開拓等の円滑化を図るために、セミナー、シンポジウムの開催等により、ベンチャー企業に関する情報提供の促進を図ることについて検討する。

⑤ベンチャー企業自身の創業期における内部資金の充実を図るために、創業期損失の扱いについての特例の活用等の方策を検討する。

⑥人材確保については、有能な人材をベンチャービジネスに確保するインセンティブとして、米国において活用されているストックオプション制度等をも参考にしながら、能力と成果に応じた報酬制度のあり方等について検討する。

(注：ストックオプション制度；将来、一定の価格で一定の期間内に役員、従業員が当該企業の株式を取得する権利のこと)

(立ち上がり段階)

ベンチャー企業の資金調達の円滑化を図るために環境整備のために、ディスクロージャーの充実等による投資家保護を前提にして、赤字企業であっても登録を可能とするよう利益基準を撤廃するほか、純資産基準、株主数基準等の登録基準を緩和し、こうした企業のための特別市場を創設する。

(共通)

①ベンチャー企業においては、創業者を支える様々なノウハウを有する人材の確保が困難であるため、ベンチャー企業に対する技術・マネジメント能力を有するアドバイザーを育成。

②技術とマネジメント能力を有する人材の人材情報の提供システムの充実を図る。

(2) 新規事業の基盤の整備

「人材確保」

新規事業起こしの一つの大きな問題は、技術的知識、経営ノウハウや起業家精神のある人材をいかに集めるかという点である。現在の我が国では、そもそも創造性の豊かな人材、起業家マインドを持った人材が不足しているとともに、たとえそのような人材がいても、企業のシステムがその有効活用を阻んでいる状況にあることから、次のような方策を検討する必要がある。

①企業の人材の流動化の促進

現在の終身雇用を原則とする雇用制度の下では、転職した場合に不利益を被ること、失敗した場合の再就職が困難であることから、有能な人材が一度入った企業から外部に出るケースは極めて限られている。この状況を改めるため、賃金、身分保証、社会保険等を含め雇用制度を弾力化することにより、人材の流動化を促進する。併せて、海外の有能な人材がより積極的に我が国で事業活動を行う仕組みをつくる。

②起業家マインドを持つ人材の育成

分社化を促進することにより、経営経験のある者を増加させるとともに大学等の場での企業の人材の再教育を有効に活用する。

③教育改革等

こうした状況のそもそもの原因は、現在の偏差値重視の教育制度であり、その教育を受けた者の平均点意識が、子供達の創造性を殺しているという指摘が強い。このため、例えば入りやすく卒業しにくい大学制度、入試制度など初等・中等教育を含む大胆な教育改革を行う。こうした改革を通じて「知恵を出した者が報われる」ような社会風土を醸成することが可能になる。

「研究開発基盤の拡充」

我が国において新規事業を行おうとする者が少なく、また成功例も少ないのは、新規事業を始めるのに不可欠の独自の技術やアイデ

イアが我が国においては生まれにくいということが一つの原因となっている。このため、我が国における知的資産を充実させるべく、研究開発基盤の拡充を図る必要がある。

- ①新規産業の創出等に必要となる独創的な技術の研究開発について、大学、国立研究所等の公的機関の研究開発活動への期待が強まる中で、できるだけ早期に政府の研究開発投資を倍増するよう努める。
- ②我が国の研究開発人材に関して、社会全体での適材適所を図り、人材の能力を十分に活用するため、国家公務員をはじめとした研究者の兼業規制等研究開発人材の多様な活動を制約するような諸制度の緩和、退職金や年金制度における転職等に係る不利益の軽減、研究交流制度の拡充等により研究開発人材の流動化（民間同士、産学官間の双方を含む。）を促進する。
- ③人材、施設・設備、資金、知識・経験等の産学官の研究資源の一層の有効活用を図るために、共同研究、委託研究等産学官の連携の一層の推進、これらの実施に関する制度的制約や手続の簡素化等制度面・運用面での阻害要因の解消、国の研究開発成果等に係る普及促進等により、産学官の交流を促進する。
- ④新規事業のシーズとなるような独創的技術を生み出す人材を十分に育成するため、学校教育を含めた社会全体として若者の理工系離れに歯止めをかけるための取り組み、私学助成において理工系を優遇するような政策的配慮、大学院の博士課程修了者の研究活動に対する資金的支援を主としたポストドクター支援策等を実施する。
(注：ポストドクター；博士課程修了者)
- ⑤海外の有能な研究者の招致の実現等海外からも優れた研究開発人材を受入れられるよう、大学、国立研究所等において、国際的にも最先端を行くような魅力のある研究施設の整備、外国人研究者の自由な研究活動

を最大限支援できる制度・体制の整備等を行う。

- ⑥新規事業の源泉は創造的な技術であることが多いが、これら創造的技術の開発には多大な苦労と資金及びリスクが伴うが、現状では、権利化に時間がかかったり、周辺技術を押さえられたり、侵害されても十分な賠償が得られない等の状況が散見される。このため、特許審査期間の短縮、権利範囲の適正化、権利侵害に係る損害賠償額の高額化等により、特許をはじめとする知的財産の適切な保護強化を図る必要がある。

「産業インフラの整備」等

人材、技術に加え、新規事業を行おうとする者が、活動しやすい環境整備が必要であり、産業インフラの整備、規制緩和等を積極的に進めることが必要である。

- ①新規事業起しが特に期待されるマルチメディア、バイオ、ソフトウェア、住宅、環境等の分野において必要となる情報通信網の整備などインフラの整備を行うため、公的な支援を含め、その整備に努める。
- ②インキュベータ施設などの産業インフラの充実を図る。
(注：インキュベータ；様々な支援を通じて、新しく生まれた企業を育成する機関)
- ③ベンチャー企業にとっては、我が国に特有の高いコスト負担（人件費、地価等）が重荷になることから、これらを軽減するための助成措置を検討する。
- ④より円滑な新規事業の推進のため、特に前記5分野を中心に、規制緩和を優先的に行うことにより、新規事業の障害の除去を図る。
- ⑤事業者の活動をより活発にするとの観点から、持株会社規制のあり方について検討を行う。

5. 具体的な事例及び課題

(1) ①バイオ企業A社の場合

時 期	出来事及び問題点	対 策
昭和61年 62年～	会社内にプロジェクトチーム発足 企業、大学との共同研究	事業の基礎となる技術の開発のため、共同研究を促進 インキュベータ施設の整備
平成4年	会社から分社独立 ・個人保証が重荷 ・親会社の保証が有用 ・無担保の融資が困難 ・親会社、J A F C O のみ出資 ・即戦力のスペシャリスト不足 ・人集め難	エンジニアの育成 プロジェクト融資の推進 創業期における公的機関による支援の推進 人材の流動化促進 企業における能力と成果に応じた報酬の活用 人材の流通の場の整備
平成4年末	引き続き研究開発 ・R & D費が売上等の32%	開発成果の権利保護 研究人材の流動化促進
平成7年1月	通産省の新規事業認定 ・信用の増大で出資者増 VCからの役員受入れ 增资 海外子会社設立 店頭公開	
今後		

② (i) バイオ産業の将来像

バイオテクノロジーの研究開発の進展に伴い、これを活用する業種横断的な産業として発展。

- a. 医薬分野 (バイオテクノロジーを活用し、新薬の開発を効率化等)
- b. 食料分野 (農作物の生育限界の克服等による食料の大量生産等)
- c. 新エネルギー分野 (微生物等による石油代替エネルギーの製造等)
- d. 環境保全分野 (微生物を活用した有害物質による汚染の除去等)
等の発展が期待される。

(ii) 予想される市場規模

市場規模

1993年時点	約0.79兆円
2000年予想	約3.4兆円
2010年予想	約10兆円

さらにベンチャー事業を強力に支援する方策を講じることにより、市場規模の予測は大きく上方修正される可能性がある。

(2) ①マルチメディア企業B社の場合

時 期	出来事及び問題点	対策
昭和60年	独立（本社50%出資） ・信用なくhardt確保に苦労 ・有用なVCがない ・公的機関を利用する時の手続の複雑さ	インキュベータ施設の充実 VCの育成 公的機関による支援の円滑化
61年	単年度黒字で銀行の信用拡大 ・VCからアフローチ	
62年 64年～ 平成6年 まで	累積赤字一掃 バブル期を迎えて銀行融資拡大 利益累計31億円	
今後	店頭公開	

②(i)マルチメディア産業の将来像

情報化の進展に伴い、情報の伝達・処理コストが低減し、知的価値の創造が大きな経済活動として発展。

- a. 情報を創出し、又は提供するサービス（映像ソフトウェア、データベース等）
 - b. 情報ネットワーク活用型生活関連サービス（在宅医療・福祉サービス、遠隔教育等）
 - c. ネットワーク・インフラを提供するサービス（映像通信、移動体通信等）
 - d. ハードウェア及びコンピュータソフトウェア（高度通信機器、情報家電等）
- 等の発展が期待される。

(ii)予想される市場規模及び雇用規模

	市場規模	雇用規模
1993年時点	約31.9兆円	約184万人
2000年予想	約65兆円	約313万人
2010年予想	約120.6兆円	約467万人

(3) ベンチャーキャピタルの場合

	実態及び問題点	対策
VC会社数	約100社	米国は約1000社
投資残高	約6,940億円 (93年12月末)	米国は約280億ドル (92年末)
経営主体	金融系（証券、銀行、生命保険）が多く独立系は少ない ・組織中心の運営でベンチャーキャピタル自体が起業家的でない ・投資よりも融資性向が強い ・技術に関して審査能力が低い	審査能力の向上努力に対する支援

投資ステージ	創業段階よりも立ち上がり段階に集中	ベンチャー企業に関する情報の流通の促進 店頭市場の改革
経営支援	94年8月まで役員派遣は実質上禁止	役員派遣による経営ノウハウの提供の促進
資金調達先	自己勘定による投資が多く、銀行借入が多い	

(別紙)

与党経済対策プロジェクトチーム開催状況

第1回 平成7年5月12日(金) 10:30~
今後の進め方について

第2回 平成7年5月18日(木) 10:00~
 ①通商産業省…… 「新規事業政策について」
 中村 産業政策局総務課長
 小平 産業資金課長
 ②経済企画庁…… 「緊急円高・経済対策の具体化・実施状況」
 野村 調整局調整課長

第3回 平成7年5月25日(木) 11:15~
 ソフトウェア関連ベンチャー企業
 株式会社アルゴグラフィックス
 堀田 代表取締役社長

第4回 平成7年5月30日(火) 13:00~
 ①マルチメディア関連ベンチャー企業
 ランセプト株式会社
 松原 代表取締役社長
 ②学識経験者 …… 敬和学園大学
 西沢 人文学部助教授

第5回 平成7年6月1日(木) 10:00~
 ①学識経験者 …… 早稲田大学
 松田 システム科学研究所教授
 ②農林水産省 …… 農林水産技術会議事務局
 木田 研究総務官
 ③バイオ関連企業 …… アムジェン株式会社
 吉田 代表取締役社長

第6回 平成7年6月6日(火) 13:00~
 ①店頭登録基準検討等懇談会
 丹野 座長(和光証券取締役会長)
 関 日本証券業協会副会長
 ②コンサルティング会社
 三枝匡事務所
 三枝 代表取締役

③バイオ関連ベンチャー企業

…… 株式会社バイオマテリアル
安田 代表取締役社長

第7回 平成7年6月7日（水） 10:30～

文部省 …… 崎谷 学術国際局学術課長
笠井 高等教育局専門教育課長

第8回 平成7年6月8日（木） 10:00～

①ベンチャーキャピタル
…… 日本合同ファイナンス株式会社
吉田 代表取締役社長
②郵政省 …… 高田 通信政策局次長
中山 官房企画室長

第9回 平成7年6月9日（金） 11:00～

中間報告のとりまとめについて

第10回 平成7年6月16日（金） 10:15～

中間報告のとりまとめについて

第11回 平成7年6月20日（火） 10:00～

中間報告のとりまとめについて

第12回 平成7年6月29日（木） 13:30～

①中間報告の最終とりまとめについて
②かながわサイエンスパーク視察
株式会社 ケイエスピー（K S P）
財団法人 神奈川科学技術アカデミー（K A S T）
株式会社 脳機能研究所
財団法人 神奈川高度技術支援財団（K T F）計測センター
株式会社 インクス

与党経済対策プロジェクトチーム

自民党	社会党	新党さきがけ
座長 唐沢俊二郎	座長 伊藤 茂	責任座長 荒井 總
幹事 林 義郎	幹事 和田 貞夫	
越智 通雄		
委員 関谷 勝嗣	委員 松本 龍	委員 前原 誠司
原田昇左右	池田 隆一	枝野 幸男
村岡 兼造	志苦 裕	
赤城 徳彦	村田 誠醇	
野田 実		
岡 利定		

1995・6・29

新食糧法の施行及び運用について

平成7年産米価（政府買入価格）について、与党農林水産調整会議は、従来の算定方式では連年の激しい豊凶変動に対応できること、また、新食糧法への円滑な移行を図る必要があること等を考慮し、前年同額とするよう農林水産大臣に要請した。その際、新食糧法の施行及び運用について、所要の措置を講じるよう申し入れた。政府はこれを受け、米価を据え置くとともに、新食糧法の施行及び運用については、申し入れの趣旨を尊重して対処するとの表明を行った。

与党農林水産調整会議

本年11月に予定されている「新食糧法」の施行に向けて、政府は、主食である米の需給及び価格の安定が十分に図られるよう、生産調整、計画流通、備蓄・調整保管等の政省令及び運用の具体的方針について、国会等での審議を踏まえるほか、生活者・流通業者等関係者の意見も十分に聴きながら、今後早急に検討を進めるとともに、必要な予算の確保そ

の他の所要の措置を講じること。

農林水産調整会議メンバー

自 民 社 会 さきがけ
二田 幸治 石橋 大吉 錦織 淳
中川 昭一 遠藤 登
北 修二
鈴木 俊一

政策資料 (1995年6月～7月)

6月

「資料」

- 緊急円高対策について
- 与党UNDOF調査団報告
- ILO156条約批准・談話、資料
- 今後の国立病院・療養所のありかた

7月

「特集」 1995年参議院選挙政策大綱

「資料」

- 介護休業法制化関係
(修正案要綱・法案に対する討論他)
- スポーツ振興くじ関係
(問題の経過と論点・法案要綱)

1995・6・9（衆・132通常国会）

歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議

本院は、戦後五十年にあたり、全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる。

また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。

我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超え、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。

本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。

右決議する。

Resolution

Renewing Determination to Attain Peace Built on the Lessons of the History

Resolved,

That on this historic occasion of the 50th anniversary of the end of World War II, we assembled in the House of Representatives (Councillors) express the sincerest condolences to the fallen soldiers and war victims of the whole world;

That reflecting upon numerous acts of colonization and aggression in the world modern history, we acknowledge and express the deepest remorse for the fact that Japan committed such actions in the past and inflicted unbearable pain upon the peoples of other nations, particularly those of Asian countries;

That while recognizing different perceptions of the past war among members of this House, we must make efforts to draw honest lessons from the history and to build a peaceful world;

That aspiring after permanent peace as envisioned in the Constitution of Japan, we assembled in the House of Representatives (Councillors) declare anew determination to join the common endeavor of the peoples of the world to pave the way for a harmonious and prosperous future.

国際船舶制度を考える

千葉謙

戦後50年を迎えるにあたり、国際政治の場においては経済力に相応しい貢献を求められる我が国だが、皮肉なことに経済の発展とそれに伴う生活水準の向上が、逆に経済面における国際競争力の低下という形で各産業に大きな影響を与える。

より安い労働力を求めて、生産拠点を海外に移す企業が増えている。政府・行政に求められる産業政策も、産業の空洞化対策や新たな雇用の創出というように質的に大きく転換してきている。

国内において産業に従事する労働者にとってもこうした状況と無縁でいられるわけでもなく、国際経済というフィールドの中で(商品・サービスの価格競争をつうじて)海外の労働者との競争をせざるを得ない。

こうした影響(生活水準の向上による国際競争力の低下)を最も受けやすい産業に、航空・海運に代表される運輸産業がある。これら産業に従事する労働者は、基本的にはより直接的に絶えず他国の労働者との競争に晒される。

本稿では外航海運を例に与党としてこうした問題にいかに対応すべきかを考えてみたい。

■我が国外航海運の現状

我が国の外航海運はフラッキングアウト(自国籍船の海外流出)が年々進行し、1985年に1,028隻あった日本籍船が1994年には280隻に、同じく約3万人にのぼった日本人船員が1万人を切るまでに減少している。この原因は日本籍船の維持・運行コストの割高さに求められるが、このような外航海運の空洞化が統一すれば、いざというときの船舶確保など安全保障面や日本人船員の雇用維持に問題が生じることが懸念されている。運輸省では1995年の1月に海上交通局長の私的懇談会「外航海運・船員問題懇談会」を設置して日本籍船のフラッキングアウト防止対策などを検討してきたが、同懇談会は5月25日に税の減免や財政支援などを内容とする「国際船舶制度」

(自国籍船の海外流出を防ぐため、税制上の優遇措置をはじめとする国家支援により船員を助成し、競争力を付けさせるための諸制度)の創設を盛り込んだ「日本商船隊浮上への試練」と題する報告書をまとめた。

以下、今回の報告書の概要を紹介するとともに、今後の課題についても触れてみることとする。

■外航海運・船員問題懇談会報告書の概要

1. 我が国外航海運の将来予想

現状のまま、日本籍船の海外流出の趨勢が継続すれば、2000年には日本籍船は、100隻未満となることが予想される。また、日本人船員は4,000人を下回ることが予想されてい

る。このまま放置すれば空洞化を通りこして、いわば真空化の方向に向かわざるを得ない。

2. 日本籍船及び日本人船員の意義及び必要性

貿易物資の安定輸送手段の確保、海上運送の安全性及び環境保全の確保、船舶運航等に係るノウハウの維持、緊急時等における対応、海運及び海事関連産業の重要性、海事関係国際基準の設定等に関する発言力の確保等があげられる。

3. 欧州各国で講じられたフラッキングアウト対策とその効果

フラッキングアウトは、先進国には共通した現象であるが、欧州各国とも自国籍船舶、船員の維持のための施策をとっている。各国の施策の中で代表的なものが、国際船舶登録制度である。これは既存の登録制度と併存する新たな外航船舶登録制度であり、それに対

して税制上の支援措置、船員の国籍規制、外国人船員の雇用条件等についての緩和策が講じられている。典型的な成功例としては、ノルウェーのN I S制度があげられるが、これに対して効果があがらなかったのが、英国のマン島籍制度である。各国の措置を概観すると、船舶税制、船員減税、海運助成、船員の国籍規制について、それらをセットとして措置を講じることにより、フラッキングアウト防止を推進しようとしていると結論づけられる（資料参照）。

4. 我が国において講ずべき外航海運・船員真空化対策

(1) 国際船舶の特別償却制度等の欧州並みの水準化・恒久化、国際船舶の固定資産税登録免許税の非課税化、便宜置籍国並みの軽減化等を行う。

(2) 外航就航船に日本人船員が配乗される

欧洲各国における国際船舶登録制度等

	英	独	蘭	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク
名称等	(英國・英連邦 国籍船舶登録制 度) (I S R)	(オランダ籍) (I S R)	国際船舶登録制 度(N I S)	(スウェーデン 籍)	国際船舶登録制 度(D I S)	
自國船員配乗の義務化 (EU国籍等含む)	船長 (法案審議中)	船長	船長	船長(原則)	船長	船長
外国人を配乗する者	駐地マシング社	ドイツ人等	一	ノルウェー人	スウェーデン人	デンマーク人
外国人船員の賃金条件	出身国水準	出身国水準	職員の実例はない (労働協約上の制限がある)	出身国水準	実例なし(ス ウェーデン水準 で雇用)	出身国水準
船員税制等	所得税軽減 本人還付	なし	所得税・社会保 険料軽減(19%) ・アンチル籍は船 員所得税免除、 法人税15%軽減	所得税免除して 雇用主へ還付	所得税・社会 保険料を軽減し て雇用主へ還付	所得税免除 (Net Pay Agree ment)
固定資産税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税	非課税
助成措置	船員訓練費補助 助成措置あり (北ヨーロッパ)	外国籍船との運 航コスト差の一部 を埋めるための助 成措置あり	船舶購入補助 (船価の10%)はあ るが、海運助成 はない。	造船助成(船価 の10%)はあ るが、海運助成 はない。	なし	一
その他		I S R制は合意 との憲法裁判所 の判断あり。	政府はアンチル 籍は第二船籍と はみていらない。 ・政策支援措置 見直中(6月会議 終)		国際船舶登録制 度の代わりに船員 の海外流出防 止の特例を導 入した。	有力海運会社本 社の海外流出防 止をねらいとし た。

(資料) 同報告書添付資料から。

場合に、日本籍船及び日本人船員を確保するため国税および地方税について税制上の特例措置を講じ、国際船舶に対する日本人船員と外国人船員のコスト差補填等の支援措置に使用する。

- (3) 国際船舶に対して日本人船員と外国人船員のコスト差の補填等の国家負担措置を税制措置とあわせて実施する。
- (4) 国際船舶に配乗される船長及び機関長は日本人船員を原則とする。
- (5) 国際船舶に配乗される外国人船員を確保するため外国語による海技資格試験の実施等必要な施策を講じる。
- (6) ドル建て併用の政策金融の充実、船舶の譲渡等の許可の廃止、船舶検査の合理化等海上運送法、船員法等の規制緩和の推進等を行う。
- (7) 上記(1)～(6)パッケージで総合的に行うため、法制度の必要性等を含めて実施方法を検討する。

なお、250隻の日本籍船、1,200人の日本人船員を維持するためには、60～70億円、500隻の日本籍船、6,500人の日本人船員を維持するためには、200～300億円規模の国家支援が必要だと試算されている。

■国民的コンセンサスづくりが重要

以上が外航海運・船員問題懇談会の報告書の概要であるが、運輸省は今回の報告を受けて、1996年度予算や税制改正要求でキャッシングアウト防止のための支援策を求めるとともに、次期通常国会には「外航海運の空洞化防止法案」（仮称）を提出する方向で検討することとしている。

急激な円高や厳しい国際競争に対応するため、我が国外航海運企業の生き残りをかけた合理化対策がこれまでのキャッシングアウト対策であった。

その結果として、日本籍船と日本人船員が大幅に減少し、報告書はこのまま、放置され

ば我が国の外航海運は空洞化を通りこして真正化の方向に向かわざるを得ないとしている点は、我が国の外航海運の危機的な状況を端的に示すものといえる。

報告書が指摘しているとおり、自国登録船の減少というキャッシングアウト現象は、我が国に特有なものではなく、欧州の先進海運国が共通して直面した大問題であった。そしてこのキャッシングアウト現象を回避するために考案された「第2船籍制度」（一例を挙げれば、外国人船員をその出身国の給与水準で雇用する等）と呼ばれる画期的な制度の導入が欧州に広まったのが1980年代後半に入ってまもなくのことであった。我が国が今回ようやくのことで国際船舶制度の創設を提言したのは当然のこととしても、やはり遅きに失した感は否定できない。実は4年ほど前の1992年度概算要求時において、運輸省は外航海運対策として日本人船員の所得税減免措置について欧州とほぼ同様の措置を要求したが、財政当局（大蔵省）からは、なぜ日本人の船員に限ってその様な恩典を与えるなければならないかという国民的な世論にはないと判断され、実現しなかった経緯がある。今回は同報告書を踏まえて新しい国際船舶制度の創設の中での要求になる点と、前回は船員自身の可処分所得が増えることになったのに対して、今回は船員自身の所得は変わらず減税分が企業に還付される点等が異なった要求になるとみられる。外航海運の危機的状況を乗り越えていくには、船員の混乗や小数配乗による従来型の手法では困難であり、ダイナミックな政策展開が必要となる。

いずれにしても、日本籍船が我が国にとってどの程度必要なのか、またなぜ必要なのかを原点に立って考えていく必要がある。規制緩和という大きな政治の潮流の中で、国策として産業を育成していくということは、国民にも十分な理解を求めていかなければならぬ。欧州諸国で船員に対する税制特例が実現

したのも国民的な理解が大きな原動力となつた。ナショナルセキュリティの視点から論ぜられる場合もあるが、国民の生活あるいは他の産業が経済活動を行う場合に、日本籍船、日本人船員が不可欠であることという国民的なコンセンサスが必要となる。今回のフランギングアウト総合防止対策を実現するためには、数年にわたる国民的な運動の結果実現した「海の日」のように国民に広く理解を求める

る努力が何よりも求められている。

(参考)

円高の進行によって、日本人船員の乗り組む日本船の国際競争力は一段と弱まっており、その要因の1つである船員費をみると、東南アジア船員等の外国人船員を配乗した場合と比較して、4～7倍に格差は拡大している。図は1ドル100円換算であり、最近の円高でその格差はさらに拡大している。

1船当たりの年間船員費比較

混 乘		東南アジア船員 配乗 23名
9名日本人船員 + 東南アジア14名	4名日本人船員 + 東南アジア19名	
約203万ドル	約133万ドル	約55万ドル

全員日本人船員配乗				
22名 在来船	18名 近代化船	16名 近代化船	14名 近代化船	11名 近代化P実用船
約381万ドル	約320万ドル	約286万ドル	約251万ドル	約202万ドル

注) ①日本船主協会試算。
②1ドル=100円とした。

(ちばけん・政審書記一運輸部会担当)

編 集 後 記

参議院選挙のまっ最中である。6年前の参議院選挙は消費税をはじめとする追い風で大勝した。しかし、衆議院選挙を経た次の統一自治体選挙で党は大敗し、政権党への脱皮と党改革の推進が全党的スローガンとなり、世代交代が叫ばれた。2年前、党は宮沢内閣を不信任に追い込んだものの、総選挙においては新党ブームの逆風の中で歴史的敗北を経験した。それでも執念をもって非自民の連立政権を誕生させた。当時、連立政権与党となることに対する抵抗感が相当あった。しかし、この連立政権においては、政党の固有政策と連立政権政策の差異は当然としていわゆる党固有の基本政策の転換は行われなかつた。

◆村山政権の誕生によって党の基本政策は転換され、村山内閣の実績とともに、いま国民の審判を仰いでいる。同時に、党が提起している選挙争点の柱の一つは連立政治の可否であり、社会党の新党への移行である。政党が理想とする社会をめざすということと、時代が政党をつくりかえるということとは、どのような関係にあるのか、つくづく考えさせられる。そして、組織の寿命、その組織に身を

置いてきた者の限界ということも、自らの自負とは離れて社会、時代という言葉のイメージの中で感じざるを得ない。もちろん組織も人もそうした状況から這い出ようと必死に動き、その摩擦熱がまた改革の原資ともなっていく。社会党の現状は誰がつくりだしたものでもなく、社会党自身が生み出したものだと思うが、いまに至りそれを制御できるのは社会党ではなく、おそらく新党と呼ばれるものであり、それゆえに党は機関として新党をめざしているのだろうと整理している。◆連立時代にあって、野党と与党の政策作業の違いは歴然としている。それをある人は時間と方法の違いと言う。確かにいまの野党の政策対応を見ると以前の野党・社会党に比べても如何かと思われることが多い。しかし、自らを振り返ると、与党、野党である前に政党としての自己主張を持つことが最も重要であり、政策といわれる領域においては、個々の政策主張も大切だが、より重要なのは体系としてのシナリオであると思う。連立与党としての政策活動の中で、そして新しい与党3党の当面の重点政策を読んでそれを痛感する。(B)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之

編集委員 大畠章宏 田口健二

緒方克陽 穂山篤

藥科満治 温井 寛

川那辺 博 石田 武

石田好数 早川幸彦

河野道夫 小川正浩

長谷川崇之 伊藤安博

西川 洋 平塚 博

兼事務局長 浜谷 慎

会計監査 石橋大吉 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円

送料 76円

年間購読料 6000円(前納)

郵便振替 東京00180

4-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

August 1995

No. 347

<FOREWORD>

WARASHINA Mitsuharu

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURE> Retrospective Review of the Coalition Government

What Has and Has Not Been Achieved by 3-Party Coalition

New Policy Agenda for 3-Party Coalition

<DOCUMENTS>

An Agenda for The Year 2000

(Committee on International Cooperation and UN Reform)

Future Directions of Policy for the Handicapped

(the 3-Party Workgroup on Welfare)

Interim Report on Human Rights and Discrimination

(the 3-Party Workgroup on Human Rights)

Proposals on Administrative Reform

(the 3-Party Workgroup on Administrative Reform)

Proposals on Creation of New Industries

(the 3-Party Workgroup on Economic Policy)

A Diet Resolution Renewing Determination to Attain Peace

Built on the Lessons of the History

<Policy Focus>

A View on International Shipping

By CHIBA Ken

政策資料 8月号

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日本社会党政策審議会

代表 関山信之

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3880~4

FAX 03(3502) 5857

定価 450円 (送料76円)